

平成24年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成24年6月18日

京都府相楽郡笠置町議会

平成24年6月笠置町議会第2回定例会会議録（第2号）

平成24年6月18日

1. 出席議員（8名）

1番	杉岡義信	2番	福本宗雄
3番	松本俊清	4番	西村典夫
5番	上好忠次	6番	西岡良祐
7番	和田榮雄	8番	石田春子

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条による出席者

町長	松本勇	副町長	山口哲志
総務財政課長	田中義信	企画観光課長	山本和宏
建設産業課長	川西隆次	同和対策室長	増田好宏
住民課長	東達広		

4. 議会事務局出席者

議会事務局長	藤田利則	主査	穂森美枝
--------	------	----	------

開 会 午前9時29分

議長（石田春子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成24年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（石田春子君） 日程第1、議案第25号、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事の委託契約締結の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議案第25号、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事の委託契約締結の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の委託契約は、平成23年度消防防災通信基盤整備事業の繰り越し事業で、役場庁舎と町内の避難場所との通信を双方向できる通信機能を整備するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第9号）第2条の規定に基づき、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。それでは議案第25号の趣旨説明を申し上げます。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第25号、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事の委託契約締結の件。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のとおり委託契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月18日、笠置町長、松本勇。

記としまして、1、契約の目的、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、7,035万円。4、契約の相手方、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社、関西社社長、片倉達夫。5、工期、平成24年7月1日から平成25年3月31日。

なお、委託契約に至った理由を御説明申し上げます。

今回導入予定のシステムは、避難所と役場庁舎の通信を双方向の通信機能を持ち、避難所に常設する防災行政無線デジタル無線の端末及び役場庁舎内の監視制御部を整備するため、一般的にそれらの部分は独自システムで開発を行っており、基本的にはメーカー間の相互接続、互換性はなく、操作卓を含めた親局整備と子局整備は同一のメーカーの製品にて実現するのが通例であり、メーカーとしてはトータルでシステム保証されます。もし既設業者以外が受注した場合には、その仕様に合った機器に交換する必要があり、既設受信機整備及び個別受信機すべてを交換する必要もございます。

以上の理由に加え、既に構築された稼働中のシステムに改修を加えるものであることから、現行のシステムの仕様に精通している業者でなければ遂行ができないことから、その性質または目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

6番（西岡良・君） 6番、西岡です。

町の防災行政無線をデジタル化して、避難箇所との、今は単方向しかできていませんけれども、これを双方向通信できるようにしようということで、これ防災上、大変有効な手段やと思うんですけども、今各家庭についているほうからは、双方向はできるようにはならないんですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

今家庭にございますのは、受信のみのシステムでございます。双方向できる部分につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、避難場所と笠置町との双方向ということで、避難場所等で12カ所を、現在のところ考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。一応避難箇所とだけは双方向でやりとりできると。

それと、もう一点、これは今アナログのやつをデジタル化にしていこうということはわかるんですけども、先ほど同一メーカーいうか、それもシステムの的に全体を同一メーカーでやるというのは、これはわかります。ところが今回、改修言わはったけれども、これ実際はもう全部取りかえということになるんでしょう。ということになれば、このパナソニックか何かにしても、ほかのメーカーでもそういうシステムは十分やっつけられると思うんですけども、その辺ちょっとお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

親局の部分につきましては操作卓はもう無線対応で、2年前ぐらいに補助金等を使って整備をしております。よって、今回その整備する部分につきましては、それらの操作卓から一部の部分を改修するという分だけでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました、親局はもう既に変わっておるということで、合わさんとしようないいうことやと思うんですけども、わかりました。

それとこの契約金額7,035万ですか。これ、全体でそういうふうなものになっておるんやけれども、これもうちょっと具体的に、資材費とかそれから請負費、その辺具体的に、もうちょっと説明してもらえませんか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、7,035万の一定の内訳等の説明をさせていただきます。

まず、親局の整備する部分、これは無線装置の受信装置や発電機等で1,400万余りでございます。それと中継点を1カ所設ける必要がございます。それに要する経費が約1,000万ほどでございます。それと、先ほど来申し上げております12機——屋外ですね、受信施設でございます——これが約3,520万余りでございます。よって、全体的な工事費につきましては7,441万の設計になりますけれども、請負率というんですか、約90%をいたしまして6,700万、それに対する消費税を掛けまして7,035万になるものでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） はい、わかりました。

それともう一点ちょっとお聞きしたいんですけれども、これ防災無線ということで、以前に光ケーブル化の工事のときに各公共施設のほうへパソコン等をつけて、端末をつけて、それでこの役場と情報通信できるようにするという予定で、端末はついていませんが、一応端子ボックスつけて準備だけはしてあるという形になっているんですが、それとの関連いうのはもう、今回この防災無線は全然関係ないんですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

地デジ関係でイントラネットの整備した部分と、今回の無線とは関係ございません。なお、イントラネットで整備いたしました有線の部分につきましては、先ほど議員が御指摘のとおり各公共施設のほうに線を現在整備をして、今後は笠置町における情報系の分をまた対応できる、例えば財務会計システム以外のニュートライ関係のやつも、各施設との情報を共有できるという部分で考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事の委託契約の締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第25号、笠置町防災行政無線デジタル同報系整備工事の委託契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第2、発議第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。和田榮雄君。

7番（和田榮雄君） 発議第1号、平成24年6月12日。提出者、笠置町議会議員、和田榮雄。賛成者、笠置町議会議員、杉岡義信、同福本宗雄、同松本俊清、同西村典夫、同上好忠次、同西岡良・。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待つて

いる被害者らの苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死んだ。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。政府はことしを勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月12日、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿、内閣総理大臣、野田佳彦殿、外務大臣、玄葉光一郎殿、拉致問題担当大臣、松原仁殿、内閣官房長官、藤村修殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長、石田春子。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、発議第1号、北朝鮮による日本人拉致問題

の早期解決を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第3、発議第2号、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。和田榮雄君。

7番（和田榮雄君） 発議第2号、平成24年6月12日、提出者、笠置町議会議員、和田榮雄、賛成者、笠置町議会議員、杉岡義信、同松本俊清、同西村典夫、同上好忠次、同西岡良・。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書（案）。

尖閣諸島は、わが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すればわが国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがある。国民の手による尖閣諸島購入を実現し、実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意志を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、政府及び国会にあっては海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

1、我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること、2、我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること、3、我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用の係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月12日、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、平田健二殿、内閣総理大臣、野田佳彦殿、防衛大臣、森本敏殿、国土交通大臣、羽田雄一郎殿、法務大臣、滝実殿、内閣官房長官、藤村修殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長、石田春子。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 2番、福本です。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書に反対の討論を行います。

日本共産党は、尖閣諸島が日本の領有であることは、歴史的にも国際法上も正当であるという立場を明確にしています。その上で尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために何よりも重要なことは、日本政府が尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張することであると考えます。

歴代の日本政府は、1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してこなかったという弱点があります。日本政府はこうした態度を改め、歴史的事実、国際法の道理に即して尖閣諸島の領有の正当性を、堂々と主張する外交努力を強めることが必要です。同時に中国政府に対しても、問題が起こった場合、事態をエスカレートさせたり、緊張を高める対応を避け、冷静な言動や活動を行うことを求めていくことが必要です。日本と中国の間であれこれの問題で意見の違いや行き違いが起こっても、問題をすぐに政治問題にせず、実務的な解決のルールに乗せる努力が必要であり、話し合いで平和的に解決することが何よりも重要です。

日中両国政府は2008年5月の共同声明の中で、ともに努力して東シナ海を平和・協力・友好の海とすると合意しています。今後さらにその分野を初めとし、日中の戦略的互惠関係を発展させ、東アジアの平和と安定に貢献するよう求めるものである。このことから今回の意見書には反対します。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第2号、尖閣諸島実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手多数です。したがって、発議第2号、尖閣諸島実効支配を推進するための法整備を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第4、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間30分以内とし、答弁時間は含めませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制です。で、関連質問は許可されません。

3番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

質問ですが、国道163号線の歩道の件。

以前より、区または町にて交渉してもらっていますが、東部西部区管内で歩道が途中で途切れています。亀岡の交通事故もあり、早期実現してもらいたい。ことしより小学校入学児童がおられますが、通学路までの歩道なく保護者が送り迎えをしているのが現状です。義務教育でもありますので、各種行政にて早期実現してもらいたい。いろいろな要因にて工事が中断していたと思いますが、解決のため区・町が積極的に要因調査され、協力を請い、実現願いたい。

また、交渉に時を要するなら、町のスローガン安全安心のもと、笠置町独自で関係各位と交渉し、用地借用してでも歩道確保を願えればと思います。それと同時に町内の通行路に対して調査され、不備事項に関しては改善をお願いしたい。

続きまして、有限会社わかさぎ運営の件です。次、させていただきます。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、東部西部間の国道163号の歩道につきましては、以前の歩道設置事業のときに土地の懸案事項が整理できなかったということで、歩道が途切れたまま現在に至っております。当時から地元区の役員の方々がいろいろと解決の方法を探っていただいた経過があるということを知っておりますが、いまだ解決ができておらないところが現状でございます。

国道の通行量も、今おっしゃったように年々増加傾向にありまして、大型車の混入率も多くなってきております。通学路でありますので、この途切れた歩道というのは大変危険であるということは、十分認識しております。昨年の府民公募型の安心安全事業におきましても、

地元から、もし歩道がすぐにできないようであれば仮設の歩道でも何とかならないかという提案がございましたが、京都府の道路管理者のほうから、安全面ということでそれは簡単にはできないという回答でございました。周囲の歩道ができたときからかなりの年月が経過しておりまして、京都府の担当者も何代もかわっておりまして、私も含めて実情を詳細まではまだ把握できておりませんのが現状です。現時点での状況と問題点を今把握して、おっしゃるように先に向かって進むことが重要と考えておりますので、現在土木事務所のほうへ調査を依頼しまして、資料の整理を行って、現状把握と今後の計画ができるようにということをお願いしておるところでございます。

今後現状を把握した上で、京都府とともにまた地元の皆様方に御協力をお願いすると思いますが、その際には皆様方の御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2つ目の御質問にありました町独自の歩道の確保というのはなかなか、まだ今までも行っておりませんし、実際通学路ということで、また今後教育委員会との関係もござひますので、ちょっと今後の課題にさせていただきたいと思ひます。

また、通行量調査ということでござひますが、国道につきましては、皆様御承知のように京都府また国などが通行量の調査を行っておりますが、町道につきましては、実際の数値というのは、把握は今のところしておりません。今後必要な場所も出てくるかと思ひますので、これにつきましても、申しわけござひませんが、今後の検討にさせていただきたいと思ひます。以上でござひます。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） 続きまして、有限会社わかさぎ運営の件であります。

16期決算が4月末で終わったんですが、私の試算では今期も1,000万以上の赤字計上になるのではないかと思います。会社である以上、利益計上が常であります。16年も経過してこの状態では、今までの運営方針について根本的に考え直す時期に来たのではないかと。

特に、いこいの館特別運営委員会等も開催されており、食堂、喫茶をふろと分離すれば計上できると、利益黒字になると、またデイサービス共益金の見直し等も行うのも現状としては変化がなく、その会議に提出される書類についても、期日までには出てこない、または非常に内容について正確性に欠けると、また要望していますサービス、また契約、新設備においても計画性に乏しく、委員会を軽視されているのではないかと思います。

現状、今日において、企業日の丸という感じがあり、経営に対する危機感がないのでは。

笠置町においてこの施設が必要であるも、原点に戻ってどうするか、赤字が続く中、企業の経営者としては失格と言わざるを得ないと思います。こういう面から閉館も考え、17期に区切りをつけてもらってはどうかと思います。また、町の財政を使うということも、これ以上無理かとも思われますので、責任ある経営方針をお願いしたいと、かように思います。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

非常に厳しい御意見をちょうだいいたしておりますが、まさにそのとおりだと思います。非常に数字的には厳しいものがございます。常に努力はいたしておりますものの——この努力は当たり前のことかとも思うわけでございますが——その結果の数字が伴わないということも事実でございまして、それについては一言の弁明の余地もないわけでございます。

黒字化ということにつきましては、先ほど議員からもおっしゃいましたように、食堂部門の民間への委託、あるいはデイサービスの共益費の値上げ等も含めて、その経営の改善に努めてまいりました。その都度今までの数字の経緯を含めて、議員には御説明を申し上げながら、この数字だから、例えば民間に食堂部門を委託することで黒字化となる予定ですという、そういった説明についても当時の議員には御説明を申し上げました。デイサービスの共益費についてもしかりであります。そういったことで、いろいろ経営については議会のほうでもいろいろ御討議をいただいたところでございます。しかし、議員御指摘のように、16期においてもやはり赤字が出るであろうという予想は、私どもも持っているところでございます。

そういった中で、今後の経営についてどのようにするかということではありますが、非常に今までの経緯を見てみますと、非常に苦しい状況にございます。例えば民間に食堂部門を委託する経緯までの間、売買の話もございましたし、全館を借りていただくという話もございました。そして使用目的を福祉部門に変えてはどうかという話もございました。いろいろな経緯の中で実は現在に至っているわけでございます。

今になって16期の決算を迎えるに当たっても、まだ赤字かと言われれば本当に弁明の余地もないわけでございますが、しかし有限会社わかさぎ、いこいの館のこの笠置町におきます存在価値といったものも考えますと、やはり今後とも続ける必要もあるのではないかなとも思います。しかし、これ以上、町の財政に負担をかけるわけにもいかないのも事実でございます。いろいろな方面から、これから真剣にいこいの館のあり方についても、皆さん方に御協議を願いたいと考えております。

そういったことで、これからのいこいの館の存在については、町民の皆さん方も含め、こ

これから真剣に協議をしてみたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） 今、町長としての発言と経営者としての発言ですが、前向きによろしく
願います。以上です。

議長（石田春子君） 次に、4番議員、西村典夫君の発言を許します。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

町長に再任をされまして3カ月が過ぎました。いよいよこれから2期目に向かって頑張っ
ていただくわけですが、1期目は探り探り、試行錯誤の4年間であったと思います。その中
でもたくさんの成果も上げていただいたわけですが、2期目は思う存分松本カラーを
打ち出され、旧態依然の悪いところは改革をされ、町の発展に取り組んでいただきたいと思
っております。

選挙に当たり、いろいろマニフェストを掲げておりました。これから4年間、どういうま
ちづくりをされていくのか、町長が強い発信を出されて閉塞感を漂わせないよう、町民の皆
さんに元気を発信していただきたいと思っております。

私は、近隣町村の当初予算を検分させていただきました。その中で、木津川市は子育て支
援日本一を目指すとして、さらに施策を充実されております。また、宇治田原町は今年度か
ら健康長寿日本一を目指すとして、高齢者に暑さ対策として涼感バンダナを配られたり、わ
が家の健康手帳づくりを始められました。首長がこういうまちづくりをしたい、していく、
こういう姿勢が首長のあるべき姿です。それがほかの分野にもプラス思考で波及していくと、
私は確信しております。

町長、今後4年間かけて笠置のまちを、どのようなまちを目指して取り組んでいかれるの
か、まずお聞きをします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

木津川市あるいは宇治田原町では、首長がまちづくりについていわゆるそのキャッチフレ
ーズのようなものを掲げられ、まちづくりを進められているということでもあります。

私どももやはり今現状の笠置町を考えますときに、過疎化が進む中、そしてまた高齢化が
進む中、特に私は気になっておりますのは、少子化であります。そうした現状のまちづくり
に今後のまちづくりということではありますが、4年間でどのようなまちづくりをしていくか
という御質問かとも思えます。

私はまちづくりというのは4年間、10年間限ったものではないと思います。笠置町がある限りまちづくりを進めていくのが、私の考えであります。

ただ、私は現在の笠置町の現状を考えますときに、現在の笠置町の資源等を他町村と比べてみましても、非常に状況的に悪いものばかりが目立つような、そんな気がいたします。特に笠置町にあっては産業の問題、産業は観光産業と言われながらも、だんだん衰退の一途をたどっている現状にあるように思います。それとまた耕地が少ない、山林等の面積にいたしましても、他の市町村と比べましても非常に狭小の中に我々が生活しているという状況にあるわけであります。

これからの笠置町をいかに振興していくか、言葉ではいろいろなことが言えるかとも思います。私はこの笠置町の現状をどのように打開していくかということについては、私は選挙途中、イノベーションという言葉で皆さん方に御説明を申し上げてまいりましたが、私はもう一つ進んだブレインストーミング、頭脳嵐という形で、皆さん方にいろいろな事業を御説明申し上げていければなと考えております。今の笠置町の現状を打破するためには、やはり皆様方のアイデア、頭が必要であります。頭脳嵐がなくてはならないものだと思います。

私はその1つの事業の中に、低炭素事業、高循環型社会の構築を目指すということを申し上げてまいりました。その一番大きな目玉商品と申しますか、マイクロガス化プラントというんですか、生ごみから発電をしていこうとする、全く新しいそれも事業であります。そのほかには小水力、あるいは太陽光、緑の分権改革、グリーンニューディール等々全く新しい事業の中から笠置町のまちづくりを今後は進めてまいりたいと考えております。

他町村のように1つの大きなキャッチフレーズを持たないわけではありますが、私はそういった新しい、全く新しい事業から笠置の今後の活路を見出していきたいと、そんなふうに考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長の答弁の中にもありましたように、町長は以前からCO₂削減、循環型形勢社会をつくり上げてクリーンなまちを発信し、イメージアップを図り、町の活性化を図っていききたいと一貫して言われております。これからの時代クリーンなエネルギー創出は不可欠ですし、周辺整備もでき、仕事も雇用も創出できます。また子供たちの環境学習の場にもなります。私も共感をいたしております。問題は実現可能かということなのです。

今言われておりますのは、生ごみなどを分解させて発電して野菜工場をつくる、また間伐材を利用して木質ペレットをつくり、いこいに利用する。また切山地区の地すべり対策で

きた井戸水を利用して小水力発電を起こす、この3つを掲げられております。その中の生ごみを分解して発電すること、間伐材での木質ペレット、この2つに関しては23年度で調査が終わっております。どういう結論になったのか、またどう立ち上げようとされているのかお聞きをします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの西村議員の御質問でございます。

平成22年、23年度におきまして、環境省あるいは総務省の調査事業ということでいろいろな調査を進めてまいりました。その中の一つに低炭素事業あるいは緑の分権改革、先ほども申し上げたところでございますが、このような調査がございました。その調査の結果につきましては、やはり長所もあり、短所もありといった笠置町での限られた場所での事業でありましたので、非常にいろいろな調査結果が出ている中ではございます。

低炭素事業については、昨年度の社会実験により小型モビリティの事業の関心は非常に高うございますが、これについても、町内ですぐに活用できるかと言われればなかなか難しい一面もあるようにも思いますし、小型自動車のいわゆる技術的な開発の一面も出てこようかとも思います。そうした状況の中でありまして、これからの笠置町でのいわゆるマイクロガス化プラント、こういったものにつきましても、やはり現在はいわゆる商品の開発から各メーカーへのプラントの開発といったところに話が進んできております。実用化の段階にはもう少し年数がかかるようであります。これについても、我々は笠置町でその事業の発端を見つけ出したのだから、1号機は笠置町にくださいよという話を現在進めているところでもございます。これらのプラントが開発、そして成功いたしますと、やはり笠置町だけではなくて、各自治体が恐らく目を向けていくであろうと思われま。そういった状況の中にあつて、笠置町がまずその先頭に立っていくということについて、いろいろ府側あるいは協議会側とも話を進めているところでもございます。

そのほか、これからの笠置町でのいろいろな事業のあり方につきましても、可能な限りその実現ができるように努力をしてまいりたいと考えております。特にこれからの自治体のそれぞれの事業の中で、やはり環境面あるいは省エネというんですか、そういったところに目を向けられて、いろいろな事業が進められていくであろうと思いますが、我々もそういったところから、まずいろいろな事業を展開してまいりたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 町長が当選をされまして数日後、新聞報道によりますと、町長は任期中

に設備を導入したい、導入には多額の費用がかかるため、町民の皆様にご理解を得たいまでと言われております。私は以前にも質問いたしました、総合計画の当面される事業の中にも調査費すら入っておりませんし、また今度の補正に何らかのアクションがあると思っておったんですけれども、何も計上されておりません。任期中にされる周辺整備するだけでも、それなりの期間が必要です。町長の真意、お聞かせください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 事業化するには、必ず予算措置が必要ですよということであります。

私は4年間で私の任期中に、そういった事業が完成すればよろしいんですが、やはりまだ見えない世界のことですので、私の任期中に必ず完成をいたしますということとは言えないかとも思いますが、ぜひ私の任期中にその足がかりは、ぜひつけていきたいと考えております。

ただ、現在の段階ではその事業化の方向が、まずまだ見えていない状況にあります。一応テストが終わってはおりますが、事業化に向かってはまだ進んでいる状況にはございません。環境省なりあるいは総務省なりのいろいろな事業を見つけながら、これから本事業へと進めてまいりたいと考えております。それには京都府なりあるいはコンサルなりがともに我々の事業に賛同いただきながら、一緒にこれからの事業化を目指すというところまでは来ておりますが、現在のところ何を、いつから、どのようにという具体的なものはないわけでありまして。これから計画が進むにつれて、その事業化の方向に向かって進んでまいりたいと思っておりますが、詳しくはまた議員の皆さん方にも逐一御説明を申し上げながら、計画を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 何かすごくトーンダウンされたような気がします。こういう大きな事業はやっぱり町長の、必ずやるとそういう強い気概を持って取り組んでいかなければ、私は実現しないと思います。その辺よろしく願いしておきます。私は長期にわたるもの、また早期に実現可能なもの分けて、できるものから手がけられるべきと思います。何もされないでは、あっという間に4年が過ぎてしまいます。

私は、小水力発電は発電率は太陽光よりもよく、コストも安くつきますからぜひ取り組んでいただきたいと考えます。切山の井戸水が量が少なく難しいならば、支線を打滝、白砂川などに移して検討を始められたいと要望します。もしも白砂川に水車型の発電機を据えられ、売電できるほどの出力がなかっても、いこいに利用できますし、また打滝川は落差が大きく水量もあり、一番適していると思います。どちらにしても周辺整備もでき、新たな観光スポ

ットにもなります。子供たちの学習の場にもなります。

宇治田原は今年度400万を計上されて、取り組みをされております。町長、小水力発電実現に向けて取り組んでください、どうですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

私の今まで町民の皆様方にお約束をしてきた、例えば低炭素事業なり緑の分権改革なり、そういった事業についての、トーンダウンしたということではありますが、私は決してそうは思っておりません。私なりに、いろいろな方面にその働きかけを行っているところでございます。

私どもの活動そのものが議員の皆さん方に、具体的に逐一御説明申し上げられないのは残念ではありますが、しかし私なりにその努力はいたしておりますということだけ申し上げておきたいと思っております。

それから小水力発電でございますが、切山地域でということでは計画をいたしておりましたが、水量は確かにございます。全体を合わせた水量はあるんですが、その切山地域の消火栓というんですか、そういったところは4カ所にも5カ所にも実は分かれておまして、その1つの川で小水力発電をするというのは少し無理があるのではないかなという、コンサルでいろいろな調査をいたしましたところ、そういった結果になっております。そのほか、白砂川あるいは打滝川、そういったところで水量を、もう一度計測しながら具体的な話を進めていければと考えております。

そのほかには、これからの太陽光発電というのも非常に有効なものであるということを知っておりますし、そういったものについても、今後検討していく必要があるかと思っておりますので、そういった面についても今後は検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私もいろいろ構想を練っております。1つは今京都府が地域主導型公共事業の公募をされております。予算はおおむね1億円、工期期間は3年、京都府にかかわる道路や河川などが対象です。打滝も白砂も京都府の管轄ですから、この事業の対象の場所になります。私は打滝にしろ白砂にしろ、散策道をつくったり、公園をつくったりなどの整備をこの事業で公募して、それに乗かって小水力発電施設を考えていけないものかいろいろ考えておりますが、検討される余地ありませんか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま民間型主導の公共事業であります、これはあくまでも民間が中心になってやられる事業であると思います。かといって行政のほうも全く関係はないとは言えませんので、我々なりにまた民間の方と一緒に、いろいろな事業を考えていきたいとも思います。

ただ、今話に出ておりますのは、白砂川の環境開発といったようなものはどうかということも出ておりますが、議員おっしゃったように小水力発電についても、今後は検討の余地があるのではないかと思います。我々といたしましてはどこそこにどういった事業を、この事業はこうでなければならないという定義はございませんので、いろいろな意見をお聞きしながら、民間主導の公共事業を進めてまいりたいと考えます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） いずれにしましても、今の時代ですから、必ず小水力発電は補助対象事業になると思います。できることから一つ一つ実現していただきたい。

町長、ちょっと想像してください。例えばですよ、白砂川に大きな水車が回って発電している、近くに散策道があって小さな公園がある、こんな光景、私は笠置の売り物、笠置のシンボルになると思います。ぜひ取り組んでいただきたい。そのことをお願いしておきます。

もう一点、町長は町民の声を行政に反映させるため、対話の場を設けたいと言われております。私も大賛成であります。去年知事がされたタウンミーティングのようなものと私は思っておりますが、どのように、いつから立ち上げられますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私が考えております活性化に向けた協議会、あるいは研究会というのは、もっと専門的なものを考えております。先ほど申し上げましたように、笠置町の将来については、いわゆるブレインストーミングという言葉で、私は頭脳嵐という形で笠置町の活性化を目指したいということを申し上げたと思いますが、そういったまず笠置町で何をできるか、何をやったら有効かといったことを、専門的な見地から考えることができればなと思っております。それには町内の有識者、あるいは町外での有識者を含めて、そういった研究会を立ち上げることができればなと考えております。

過去にもそういった協議会ができたとも聞いておりますので、今までの経緯を含めて、これからの研究会のあり方についても検討してまいりたいと思います。そういった研究会の結果をもって、町民の皆さん方と一堂に会していろいろな話をするというのも有効かとも思いますので、それはまた今後のあり方というのを、協議会の場で考えていきたいと思います。

以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 先ほども申しましたように、町長の記者会見の中で、町民の声を町政に反映して、住民参加型の町政を進めていきたい、そういうことをおっしゃっておられます。ぜひとも町民の方とひざをつき合わせていろいろな話ができる、その場を設定していただきたい、そのことをお願いをしておきます。

続きまして、防災についてお聞きをします。

台風が接近しております。災害を心配する季節になりました。自然災害は防ぐことはできませんが、常日ごろから災害を最小限に抑える努力は不可欠であります。前年度から取り組んでいただいております防災マップ、一日も早く完成を望むわけですが、今どのような状況でしょうか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えいたします。

防災マップの作成状況でございますけれども、各区におきまして進んでいるところもあるし、またまだなかなか進んでいない区もございます。ただ、この7月11日に区長会を開催する予定をしておりますので、そのときに各区長さんからの進捗状況等について確認をとらせていただきたいと、このように考えております。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 災害シーズンを迎えますので、できるだけ早く取り組んでいただけるようお願いをしておきます。

何回も聞いておることなんですけれどもいまいち理解できなくて、再度お聞きをします。

災害が起きたとき、高齢者、独居老人、障害者の方に対する対応です。東日本大震災のときも、介護サービスを受けておられなかった高齢者の安否確認がおくれて、亡くなられたケースが相次いだと報告をされております。何を差しおいてもこういう弱者の立場の方々への援助が大切です。そういうことについて、行政は個人情報のデータを区長に知らせ、区でそういう体制を築いていただきたいと答弁をいただいておりますが、私は行政がもっと責任を持つべきではないかと考えます。

厚生労働省の通達があります。一部読みます。「ひとり暮らしのお年寄りなどが逃げおくれるのを防ぐため、市町村に対し介護事業者と連携し、高齢者一人一人について安否確認や避難誘導の方法などを定めた計画を策定するよう通知した」中略、「地域包括支援センター

や介護サービスの事業所が担当地域を分担し、自治体から提供されたお年寄りの個人情報をもとに、一人ずつ担当者を決め、安否確認や避難誘導、市町村への状況報告ができるようにする」こういう通達があったと思います。

そうしますと、やはり行政と地域包括センター、介護事業者が1つのテーブルについて一人一人担当者を決め、安否確認や避難誘導できるよう対処してくださいと言われていたと私は解釈するのですが、その辺どうでしょうか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

要配慮者の方々の避難誘導等についての役場における部分について強固な対応をの御質問だと認識をしておりますけれども、ただ西村議員のほうからこの件についていろいろ質問していただいたときに、私が常々言っているのは、防災公助だけではなしに、まず自助、自分で助けるということは家族の方々も含めての話だと私は考えております。それと共助、これは各自治会等によります助け合いの心、それと公助、これは当然公の施設でございます役場あたりからかかわる部分でございます。

これらの部分がすべてうまく達成できれば、その目的を達することができるのではないかなというぐあいに考えております。ただ、要配慮者にかかわる部分につきましては、住民課長とその通達の部分につきましては、再度ちょっと熟読させていただいた中で、今後は検討はしてまいりたいとは思っておりますけれども、ただ区だけにお任せするのではなしに、当然その区の中におられます民生委員さん並びに消防団員、方々も当然助けをお願いするというぐあいに考えております。それは町民が一丸となって、何かあったときに対応をする、これが少しでも未然に災害、そういうのを防げるというぐあいに私は考えておりますので、三者を、自助・公助・それから共助、この3つがうまく絡み合っていけたらいいかなと、私はそのように考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 個人情報に絡むことですので、私はできたら行政主導で体制をつくっていただきたいと思います。ですが、小さなまちですので、今課長が言われた自助・公助・共助が働くようなまちであってほしいと思います。また、お互いさまの気持ち、体制がどうであっても、現実的に実効性がある方法が私は一番ベストであると思いますので、そういうことも加味して検討を続けていただきたい、そのことをお願いしておきます。

続きまして、以前にも取り上げました防災士の養成です。地域の防災意識も高まりますし、

いざ災害のとき、地域のリーダーとなって誘導や救命救急活動をしていただける、これからの時代、ぜひ必要な人材です。ぜひとも計画を立てられ、順次地域ごとでも養成していただけるようお願いをするわけですが、どうでしょうか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

防災士の育成を、町のほうで養成事業としてやってはどうかということでございます。この部分につきましては昨年6月に一般質問いただきまして、町長のほうからいろいろなところを、今後精査した中で検討する部分でお答えさせていただきました。その後、いろいろ調べてみました結果、防災リーダーとは議員がおっしゃったとおり、地域のリーダーとして役割を果たすということは、私は自主防要するに自主防災組織の一環事業であるというぐあいに認識をしております。

要はそれぞれの地域の方々、また私がそういう防災士になって地域を助けていくと、そういう部分の方々が笠置町の中で出ていただくことがありがたいし、それが地域のリーダーとして役割を果たしていただけるというぐあいに考えております。よって、笠置町で町のほうでそういう養成とか事業とかは、現在のところ、考えておりません。

大きなところで府県単位でやっておられるところはございます。小さい町村でその養成事業というのは余りにも聞いておりませんし、その防災士になろうと思えば救急救命士の研修も必要でございます。これは笠置町で言えば中部消防のほうで、年に4回か5回やっておられます。それにも自主的な参加をお願いするということで、連携の広報にも中部消防のほうから掲載していると思います。そういう西村議員さんのそういう意気込みを、また住民の方々から持っていて、自分から進んで防災士になっていただけたら一番いいかなと、現在のところそのように考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今課長言われましたけれども、自治体ではそういう取り組みをされていない、そうではありません。自治体でそういう取り組みをされているところがあります。この費用、講習を12時間受けるわけですけれども、費用が6万円かかります。その費用も自治体が全部負担して、自治体でこういう防災士を養成していく、そういう自治体があります。近隣では宇治田原町がやっておられます。そういうこともありますので、ぜひとも啓発をしていただいて、一人でも多くの養成をお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） やっておられるところはないという言い方ではなしに、大きなところではやっておられるということを行いました。だが、近々でもやっておられるかもわかりませんが、まずは我々行政のほうから、もし地域の方々からそういう声があるとすれば一定の補助ですか、そういうのは検討はしますけれども、今のところ議員さんが6月に質問していただいて、その後、住民からの反応も今のところ何もございませんし、よって、まずはそれぞれの住民の方々からそういう意識を変えていただいたとするならば、1つはテーブルの上に上げられるかなと、そのように考えております。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） そういう意識の啓発とか、そういうのはやはりまだ「れんけい」とか、そういうのを通じてこういうのがあります、こういう資格をとってください、そういうことをぜひやっていただきたい、そのようにお願いします。

ことしの秋からドクターヘリが、京都南部にも設置をされます。即刻命にかかわるとき、または災害が起きて道路が寸断されたとき、ぜひ必要とされるものです。笠置の場合、どこにヘリポートを設置されますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、ドクターヘリの運行ということでございます。

これは関西広域連合のほうから医療事務にかかわる部分ということで、3月のほうに各消防署を通じまして、ヘリポートの照会がございました。笠置町では現在のところ、運動公園ということで申請を提出しております。ただ、ヘリポートを申請するに当たっても要は散水、水をまいたり、いろいろなそういう施設というんですか、そういうのも必要でございますので、現在のところ、小学校も1つは考えたんでございますけれども、運動公園が一番適しているかないうことで申請を提出したところでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） わかりました。

それに、ドクターヘリを迎え入れる病院、ここらはどこにありますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えします。

先ほどこのドクターヘリの部分につきましては、関西広域連合という話をさせていただきました。そのときにはドクターヘリが運行可能な距離は、たしか30キロから50キロぐらいのいうぐあいに聞いております。現在のところ、笠置町は大阪府立医大から50キロ圏内

ということで、そのようには、現在のところ進められているところでございます。ただ、京都にもドクターヘリの施設というんですか、それは私の記憶では京都府立医大、それと第一赤十字病院、これが整備されていると、そのように考えております。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） ドクターヘリの運行が決まりましたとしても、その受け入れる病院が乏しかったら意味がないわけですから、できればまた山城病院にでも、そういうことを考えていただきたいと思います、そのように要望します。

次に、備蓄であります。市町村でいろいろ工夫をされています。基準とかやり方とか、正解はないのですが、例えば乾パンは硬いからお年寄り向けにはビスケットにされたり、普通米からアルファ米にされたり、紙おむつや生理用品なども備蓄されているところもあります。笠置町もいろいろ工夫をされて、さらに充実していただきたいと思います。その辺どうですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、笠置町における備蓄品でございますけれども、現在のところパンで1,500袋、保存水で2リットルのやつが2,280本備蓄しております。それ以外につきましても、毛布やらまた簡易のトイレ組織用セット等々の備蓄しております。ただ、これだけでいいのかといえ、やっぱり今後は長期にわたる避難ということも予想されますので、24、25ぐらいでまた備蓄品を、今後はまた違うものも検討してまいりたいと、そのように考えております。

なお、笠置町におきまして災害時における物資供給に関する協定ということで、平成24年3月12日にNPO法人コメリ災害対策センターと締結いたしました。その際には、先ほど議員がおっしゃいました紙おむつ、生理用品等々の部分につきましても、コメリのほうから提供をしていただくというぐあいに考えております。

もう一方、災害時における弁当の供給協定ということで、これは現在のところ、話を進めているところではございますけれども、いこいにございます株式会社のかしば、現在のところ、協議は進めているところでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） コメリさんとの協定を結んでおられると聞きましたけれども、災害が起こって道路などが寸断されたら、そういうことは不可能になります。そういうことも含めて検討をお願いします。

それと、災害が起こったとき、職員の、方寝泊りをしていただくこともあるかと思うんですけれども、そういうときの食糧とかの備蓄もされておりますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 職員用の備蓄とか、そういうので色分けて、現在のところしておりません。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） そういうことも、ぜひとも考える必要があるのではないかと私は思います。

最後に紹介だけをします。今「逃げタオル運動」というのが広まっております。これは「もう避難した」、「まだや」そういうことが確認をしに来られた方にわかってもらえるようにすることです。家からもう避難したとき、玄関先にタオルをかけておきます。これを見て避難済みということがわかるようにするためです。「もう逃げた」、「まだおる」もう逃げタオル、だじゃれのようなのですが、こういう運動広まっております。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。答弁は結構です。

次にまいります。時間の関係で、観光についてお聞きをします。

私は今取り組んでおられる笠置ファンの獲得の取り組みは、すごくいいことだと思っております。これからも力を入れて、ふやしていただけるようお願いをします。ファンになっていただいた方々に、どんな取り組みをされておりますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

現在笠置ファン登録していただいている方につきましては、再度笠置に訪れていただきたく、町の観光イベント等をお知らせしているところでございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 資料の郵送料などを、もうけちらず、大いに私は広げていただきたいとします。そういう方々に、こちらからの一方通行ではなくて問いかけをしてみたり、外部からの考え、意見を拝聴するのも大切だと思います。ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思いますが、その辺どうですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 笠置ファンにつきましては、現在のところ720名の方に御登録をいただいております。登録の際、登録用紙にはコメント等の欄を設けて、そこにコメン

ト、意見等を書いていただいておりますが、議員おっしゃるように、意見を聞くということは大事なことだと思っております。外から笠置を見た御意見等をちょうだいすることにより、参考とするべき点多々あるかと思っておりますので、どのような形で御意見等をお聞きしていくか検討していきたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） もしも書いていただいた声とか意見、ぜひとも公開してください。そういうものは、これも笠置町の財産ですから、振興会館に張っていただくなどして、私たちも見たいですし、いろいろな人も見たいと思われる方もおられますので、そういうことは、ぜひとも張り出すなりして公開をしていただきたい、そのことをお願いしておきます。

次に移ります。私は最近、個人的なことですけれども吉野へよく行きます。行けば行くほど引かれるものがある、次は大峯奥駆を目指しております。今、吉野は桜が終わってアジサイが咲き誇っています。観光客も相変わらず多いです。笠置町も総合計画にも「年間を通じた花の名所づくりを」と言われ、またこの笠置のパンフにも「四季折々の美しい花を大切に作る心優しいまち笠置」とあります。町長、かけ声だけでなく、うたわれていますように笠置のまち、四季折々花いっぱいのにしようではありませんか。これはお金より皆様の気持ちの上に立つ事業です。みんなで、子供たちからお年寄りの方まで楽しく取り組める事業だと思っております。いろいろなアイデアを募るため、いろいろな団体、個人に呼びかけられて大きなプロジェクトチーム、つくりませんか。町長、どうですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町において、花をいっぱいのまちにしようじゃないかということがあります。私も大賛成であります。

まず花いっぱい委員会の場においても、桜を中心とした花々を植樹していこうという取り組みをいただいております。これには篤志家の高額の寄附をいただきながら、その事業を進められているところでもございます。こういった花いっぱい委員会を中心に、笠置町のまちが花いっぱいになるような運動を進められることを私は希望いたします。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） みんなで力を合わせて、汗を流してつくり上げる作業になります。まちを盛り上げていく力にもなりますし、ぜひとも企画していただきたい。そういう上に立って水辺の楽校の整備も考えられるべきではないかと私思いますが、町長、その辺どうお考えですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 水辺の楽校の利用方法については、これは管理が国交省でありますので、極端に地形を変えていくといったことも、あるいは大きな木を植樹していくということもできないかとも思いますが、小さい草花を植えていくというぐらいのものは、恐らく許されるのではないかなとも思います。そういったことも含めて、実は企画観光課のほうで職員のアイデアを募ったところでございます。今後住民の皆さん方にも、そういった声をお聞かせいただきたいと思います。やはり一番の目のつくところ、国道から一番目のつくところ、水辺の学校が整備された場所にありますので、今後そういった整備を含め、花いっぱいの方の取り組みを進めていきたいと考えます。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 水辺の楽校は163からもよく目立ちますし、そういう花木を植えたらだめだと聞いておりますので、みんなで力を合わせて小さな花を植えて、きれいなところにしていただきたいと思います。

次に、今年度新規事業で鍋フェスタをされます。夏祭りと同様に鍋フェスタ、笠置町にとって2つ目の大きなイベントとなります。先日の議会でも、笠置町は経常収支100を超えています。惜しげもなく予算をつぎ込むこと、せつかくこつこつ改善していただいている職員の方の努力も損なわれますし、続けていかれるならば手づくりのイベント、町の身の丈に合ったイベントにすべしと申しました。その点のバランスを考えていただきたいと思います。最初に町長のお考え、お聞きします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 鍋サミットの昨年度の延長線上に、もう一度鍋サミットということで、先般の補正予算でも450万の予算を御承認いただいたところでございます。やはり現在の笠置町の財政状況を考えながら、これからの事業を一つ一つ、いろいろな面で検討していく必要があるかとも思います。鍋サミットもしかりだと思えます。できるだけ少額で効果のある事業になるように、担当課を含め、恐らく実行委員会制ということになるかと思えますので、そういった委員会の場で逐一検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私はこの前の議会でも、増額の補正があるかもしれないということをお聞きしました。それがちょっと私はネックになっておるんです。お金をかけたらいいイベントができる、そういうものではないと思えます。迎える側の気持ちだと私、思っています。

そういうところ、くれぐれもよろしく願いをしておきます。

私はこの鍋サミット、イベントだけに終わってはいけないと考えております。食文化の祭典は、相変わらず盛況です。そこでもう一步考えなければならないのは、例えば富士宮焼そば、甲府もつ鍋などは、地域に億単位近い経済効果を生み出していると報告されています。ここまでいなくても笠置の売り出している、取り組んでいるキジ鍋、あるいはキジに関するグッズなどなど開発して地域おこしにつなげていかなければ、ただ単に1日だけのイベントになってしまいます。それでは私は意義がないと思います。こういうことについて、町長の御意見をお聞かせください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） おっしゃるとおりだと思います。いろいろな事業をやる中で、その効果が最大限に発揮されるということは、当然のことだと思います。今回のキジ鍋のフェスタにいたしましても、キジ鍋とは限らないとも思いますが、笠置町でとれます製品の、いろいろな製品の売り込みというんですか、PRも含めてこれからの鍋あるいは笠置町の特産品の売り出しということについても、検証していければと思っております。

現在のところ、正直申し上げてキジ鍋が中心になってこようかとも思いますが、そのキジそのものがどのような形で笠置で飼育されているのかといった、いろいろなところからの声も聞くわけであります。そういったことも含めて、今後は笠置町の製品のあり方についても考えてみたいと思います。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） ぜひそういう取り組みをしていただきたい。それがなかったら本当にこのイベント、私は余り意味がないと思いますので、そういう地域に影響する、そういうふうな私はイベントに定着をしていただきたいと思います。

最後に、以前に取り上げました観光のまちのイメージアップに、ご当地キャラをつくられたらと提案をいたしました。課長は取り組んでいくと答弁をされましたが、その後、全く話がありません。どうなったのでしょうか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ご当地キャラについても、実は国文祭の場で、いろいろな検討の場で検討をしてまいりましたが、その費用とその対効果等について検証をさせていただきましたが、笠置町でそういった高額の金額を出して開発をやっても、その効果が限られたものになるのではないかということから、実は中止となりました。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は議場で質問いたしまして、そこで考えていくという、やると、そういう答弁をいただきました。私ははっきりこの議場での答弁ですので、必ずそういう方向に向かっていくと私は信じておりました。そういうことでありましてらしょっちゅう会っていますねんから、こういうことになりましたと、それぐらいの返答はいただきたい。あえて苦言を呈します。

最後になります。今町民のたくさんの方が、行政に対して疑問に思われていることがあります。質疑を通じて理解していただけるよう答弁をお願いします。

1つ目はいこいのドッグランです。初めにお聞きをします。あそこは照明施設もある多目的の広場です。多目的に使う、例えばイベントの会場にしたり、また車や農機具の展示会をやっていたり、そういう使い方、それが私は多目的広場と思います。そのように使うべき広場が、いつのまにか駐車場になってしまっております。ぼこぼこになっていたのを文化祭のときに整地をされました。その後、車が入るとまたぼこぼこになること、わかり切っているのにまた駐車場にされた。案の定、以前よりひどい状態です。理解できません。どうしてこのようなことをされるのか、お答えください。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） ただいまの西村議員の質問にお答えいたしたいと思います。

実は私も何であそこが駐車場になったのかはわかりません、はっきり。だからもともとあそこにライトをつけたということは、グラウンドで使うという目的だったのが、いつの間にか駐車場にされてしまったと。当然当時ライトをつけることについても、近隣から虫が来るとか、明る過ぎるからライトを消せとかいう苦情も入りました。そのような関係でライト、実際照明は、それ以後使っていないわけですがけれども、使ったのはたしかフットサルで1機か2機、それも家屋に照明が入らないような照明の仕方をしたというふうに記憶しております。

当然車が入ればわだちもできますし、車が入らなくても、当然雨に打たれて穴はあいてくるといふ、そういうような悪の繰り返しで、現在に至っているわけですがけれども、今仮にあそこをとめたとしたら、逆に今あそこを利用されている方からかなり、逆に言えば苦情が来るん違うかなと。やっぱりだれの間人心理もそうですけれども、入り口に近いほうに車をとめたいからとめているんだというふうに私も理解をしておりますし、当然私も立場を変えれば、極力近いほうに車をとめたいという人間の心理が働きますので、その辺はわかりますけ

れども。

いずれあそこは私も含めて、支配人にも伝えておきますけれども、やはりとめる必要はあるかなど。それはただ単に駐車場だからとかそういうような問題じゃなしに、やっぱりあそこは土壌改良をして下に暗渠廃水をしております。それで一定水はけもかなりいいということで評価をいただいているんですけれども、やはり車をとめるとその辺が目詰まり起こしますので、一定やっぱりその辺は、何らかの形の方法はとっていききたいなというふうには考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） ちょっとわかりにくい答弁だったんですけれども、これからも駐車場として使われるのか、使われないのか、その辺ちょっとわからなかったんですけれども。あそこはやはり多目的広場として、そういう利用方法を私は残していくべきだと思います。駐車場を遠いところにあれば何ですけれども、近くにいいの駐車場ございます。だからその辺あの広場はそうじゃなくて、多目的広場として奥行きのある、そういう場所として残すべきだと私は思っております。

以前から取り組まれておりますノルディックウォークやまた今回のドッグランについて、何とかして集客につなげたいとされること、理解もしますし、できれば応援もしたいのですが、今回のドッグランについては理解できない点があります。なぜあそこにつくられたのか、なぜドッグランをつくれようとしたのか、教えてください。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） お答えいたします。

ドッグランにつきましては、過去5年前ほど前に計画をいたしました。そのときに議会のほうから、予算の関係もあったかどうかはわかりませんが、ゲートボール場だけでおさめておけということで、そういうふうになったというふうに思います。

ですから、当時からやはり、それ以前からもそうですけれども、犬を連れて来館される方が結構あります。今でもあります。そういう方たちから何とか犬を、入っている間に犬を安心に預かってくれる場所ということで、かなり言われていました。それがずっと当時もそうですけれども、従業員の中にその辺の考え方は、多分残っているだろうというふうに思います。

なぜドッグランかということですが、事業化を今になってやったのかということですが、議員も既にもう調査で御承知のことだと思いますけれども、この事業は業績アッ

プの収益もそうですけれども、業績と収益性を求めて新規に取り組む事業を下支えしようという、10万円を上限とした10分の10補助の制度を使いまして、いこいの持ち出しはほぼゼロですけれども、100%その補助を受けてやろうと。そのときに出てきましたのが、やっぱりドッグランをやったらどうかと、特に夏場は車の中に小型犬をほうり込んだままふろへ入っている方もおられますし、当時もそうですけれども、やっぱり近隣の方もドッグランをつくってほしいという要望が出ておりました。そういうようなこともあって、いろいろ相談しているときに、それなら10分の10の補助でやれるんでしたら10万円という少額の補助ですけれども、そのような事業の中でできるものは何かと言うて相談したのが、やはりドッグランの設置をしてほしいという声で、現在に至っているということであります。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、予算は府の補助10万円と言われました。あれ、10万円であの事業をやり遂げる、そういうことなんですね。今うわさでは70万ほどかかっているという声があって、私もそういうことを聞きました。そんなことはないということ言ったんですけども、この10万円で本当に業者の方の善意、協力なかったらとてもできる金額じゃないんです。その辺そういう気持ちで仕事をしていただいている、そのように理解したらいいんですね。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 当然予算は10万円しかありませんよと言っていますので、多分その範囲でやっていただける、ただそれが善意でやってくれるかどうかわかりませんが、一応10万円ですってほしいということでやっております。

いこいの従業員も従業員でいろいろなところを調べて、どんな方法でできるのか、安上がりでできるのかという方法も調査をして、これぐらいの金額だったらできるということをやった事業ですので、善意でやってくれているのかどうかというのはわかりませんが、金額は提示しておりますので、多分善意でやっていただいているんだろうなというふうには理解はしております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私もドッグランに何回か行ったことあるんですけども、ドッグラン連れて行けば、自分の連れていった犬は自分で見なければいけません。そういうのが原則であります。そう考えますと、犬を連れてこられた方、ふろに入れない状態になります。自分で

自分の犬を見なければなりませんので、ふろに入る時間は私はないと思います。そういうことをどうお考えなのか。

また、ドッグランに入るには狂犬病や混合ワクチン、3種の混合ワクチンを受けていなければなりません。そういうのをだれがチェックされるのか、また、一番大きく私考えておりますのは、近所の方への了解はもう既に得られておるのか、そういうことは心配するわけですが、その3点お答えください。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 当然3種とか狂犬病とか、そういうものについては医師の診断書を提示していただきます。それがない場合は、一切利用はしていただけないという形になると思います。

それと今考えておりますのは、当初は小型犬だけというように思ったんですけれども、やはり最近中型犬も、結構車の中に放置をして、そういうような状況も見受けられるので、できれば全種を取り扱いたいというふうには考えております。

議員も言われましたけれども、貸し切りという形をとりたいと、それはいろいろなところ調査、議員も多分調査されたと思うんですけれども、近隣のドッグランのほうをいろいろ調査をかけますと、やはりいろいろ問題点もありますので、できれば所有者の責任で時間制にして、そこで個人が責任を持ってやってもらうというふうな方法をとりたいというふうに考えております。

それともう一点、近所のほうへの説明は行ったのかということですが、それはまだ行っておりません。これから順次説明に伺いたいと、その中でどういうふうな意見が出てくるのか、集約も含めてして、一定方向性を出していきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 小さなことですが、ドッグランに使っていただく方は貸し切りにしてそこで犬を放していただく、そういう形をとると言われました。そういうふうになりますと犬、鳴きますよ。1匹になると犬は必ず鳴きます。そういうことで、近所からクレームが来たらどうされるのか、私はすごく心配をしております。

それと、なぜ今工事をストップされておられるんですか。いこいに来られる方は、心身ともいやしに来られるんですよ。工事中の状態、長く続けられること、こういうことに反します。それと今いこいが赤字経営が続いていて、一人でも多くの方を迎えなければならないと、

そういう気持ちであるならば、こういう状態を長く置いておくこと、これはそういう危機感
に私は乏しいと思う。その辺はどうお考えですか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 確かに危機感がないと言えないです。私もしょっちゅう怒っておる
んですけれども、町長もそうですけれども、いつ完成さすねんということで話をしているん
ですけれども、昨日も話をしてきました、6月中には何とか完成をさせたいと。やっぱりそ
れは1つとまったほうは、ヒッコがなかなか手に入らなかった。土の中にヒッコを入れるこ
とによって消臭効果とそういうようなものもあるので、そのヒッコをあちこち手配をしてい
たという話は伺っております。それがようやくヒッコが手に入って裏のほうに置いてあると
いうことですので、それを一定まいて攪拌させれば、問題ないかなというふうに思っており
ます。

それと犬が鳴くということですが、私、あそこへ結構犬個人で飼っている方がおら
えると思うんですけれども、その辺の苦情はないんですかね、個々に飼ってられる部分は。
ドッグランは今考えておりますのは、10時半以降、日没、冬場でしたら4時、夏場でも
5時か6時ごろまでというふうに思っておるんですけれども、結構あそこは散歩されている
方もおられますし、逆に言えば、あのグラウンド面にふん尿をさせている方も、そのままほう
つてある部分も見受けられます。結構あそこ散歩されているし、あの近隣で飼うておる方も
おられるんですけれども、その辺に対する苦情はなくて、ゆくゆくはもしドッグランをやる
ということになれば、その犬の鳴き声がうるさいとか、そういうような一定理解はできます
けれども、私にしてみれば、それはかえって不思議だなというふうに思っております。以上
です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、副町長の中にヒッコの手配ができなかったから工事がおくれている、
そういう答弁をされました。今度は、最初からこの工事をされるまでにそういう手配をちゃ
んとしておいて、そういうのを確保してからそういうことをされるべきだったと私は指摘を
しておきます。

最後に、トンネルの上の桜についてお聞きをします。時間もあれですので、1点だけお聞
きをします。

トンネルの上の桜、どこの団体が管理・保全をされますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置のトンネルの上の桜の植栽については、観光協会が植栽をいたしました。管理も観光協会がされると思います。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4 番（西村典夫君） 観光協会されると思うという答弁をいただきました。植栽に関して、お金は町が出すが、後の保全は観光協会にしてくださいと、きちんとそういう話はできておりますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 植栽についても、観光協会が町の補助で植栽をされました。当然その管理も観光協会がやられるのが筋だと私は思います。西村議員も観光協会の委員でございますので、その辺のところは御理解をいただいているものと思います。

議長（石田春子君） 西村君。

4 番（西村典夫君） その辺ちょっとすれ違いがあるんじゃないかなと、私は心配しております。町もお金を出された以上、やはりその後のことも責任を持たれるべき、そういう思いもするわけですけれども、その辺きちんと観光協会との話をつけてください。

私の一般質問を終わります。

議長（石田春子君） これより 10 分間休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 24 分

再 開 午前 11 時 34 分

議長（石田春子君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、5 番議員、上好忠次君の発言を許します。上好君。

5 番（上好忠次君） 5 番、上好です。私、2 点ほど町長にお伺いします。

まず、通学路の安全対策ということで、先ほども亀岡の事件出ていましたが、最近、通学中の児童へ車が突っ込み、とうとい命を一瞬にして奪われてしまう悲惨な事故が多発しております。当町においても、国道 163 号線の北笠置農協の前が、特に危険を感じるという声が、保護者や見守り隊の方から出ております。農協前の十数メートルに、ガードレールを設置してもらえないかという要望も出ております。このことについて、町長、ちょっと答弁お願いします。

議長（石田春子君） 町長。

町長（松本 勇君） 先に私のほうから答弁をさせていただきます。

通学中の事故については、京都府においてもいろいろ国道、府道の検証をされていると聞

いております。笠置町内においては、上好議員もおっしゃるとおり、農協の前のあの道路は大型車が非常に多くて、スピードも出して突っ込んでくるというような状況で、非常に危険な状態だとも思います。

それから、ほかの地域においても、通学路と道路との区別がない道路ばかりで、歩道と車道との区別がつかない道路が非常に多うございます。そういったところについても、検証をされたと聞いております。やはり、これからの将来をしょって立ってくれる子供たちの通学路の安全、これについては先ほど松本議員からもおっしゃったとおりであります。非常に重要かとも思います。我々といたしましては、府のほうに要望を出させていただくということの答弁しかできないわけではありますが、住民の皆さん方におかれましても府民公募型の事業等について、直接、府のほうに要望をいただきたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） それで、そういうことはわかりますんですけども、何か事があってもたら、もう取り返しがつかんということで公募型もいいんですけども、やはり今言うた農協の前のこれだけは、強い意見を府に言ってもらいたい、府や国に言ってもらいたいということで、建設産業課長。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長のほうが申し上げましたように、各いろんな、京都府、またほかの場所におきましても車の突っ込んだ事故の後から、重なってきたころから京都府全体といたしまして非常事態の宣言ということで、警察、それから教育委員会、市町村、町村が一緒になりまして、そういう会議も、先日発足しております。それと、現場のほうの点検も、今後、順次していくというような形で進められておるところでございます。

今、議員が御指摘ありましたJA前、農協前の歩道につきましては、歩道と車道を分離する境界ブロックというのはありますけれども、ガードレールは現実に設置はされておられません。もし突っ込んでくるような車がありましたら大変危険であるということで、先日から不安に思われる方が多いという御意見は聞いております。このことは、先日、小学校のほうにもお伺いして見守り隊の方、またPTAの方からそのような意見がたくさん寄せられているということも確認しております。

国道におきましては、別にこの場所に限らず、全体に危険、特に163の場合、危険であると思われるところが多いと思っておりますが、この御指摘の場所につきましては交差点付近であ

りまして、また緩いカーブでもあることから、それと通学路、横断歩道橋の下で、過ぎて降りたところの近くから小学校に向かった場所であるということで、危険度という点では大変高い場所であると考えております。

この場所にガードレールが設置できるかどうかということは、現時点ではわかりませんが、ほかの場所も含めまして安全対策の中で可能なもの、ガードレールもしくはそれにかわるものを設置してもらえるように、京都府のほうへは町から強く要望したいと思います。また、小学校のPTA等からも要望を検討されているということで、先日お話をさせていただいたときに、先ほど町長も申しあげましたように、今6月末まで今年度の府民公募型というのを京都府が募集しておりますので、これにあわせて提案ができないかということも紹介いたしました。小学校のほうでは、このことを現在検討もされておるところでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） そこまでわかってきているんやったら結構です。私も府民公募はいつも出すんやけれども、みなけられているんやけれども、子供のことですので、子供いうよりもあそこは危ないとやっぱり言われているときには、それなりの取り組みをやっていくという形で考えてほしいなど、お願いします。

これは、これぐらいにしておきまして、2期目の笠置町長公約についてということで、3月の町長選において何点かの公約を上げられた中で、行財政改革について質問します。

行財政改革の具体策ということで、行財政改革の各論についての方針を管理職と協議をされましたか。まず、これについて伺います。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 行財政改革の具体策について、管理職と協議をされましたかということでもあります。

町長選挙において、管理職と協議することはありません。

行財政改革についての中身を申し上げてよろしいですか。

現在、経常収支比率、実質公債費比率、債権年度末現在高、ともに減少し、よい方向にあるのは皆様方も御存じかと思えます。また、職員の人件費においても、定数45から41名に減をしながら、職員にはそれぞれに職務分担をいただいているところで、御無理をお願いをしているところでもございます。そのほか、相楽東部広域連合の設立に伴いまして、教育委員会あるいは総務関係、福祉関係ともに一定の削減効果が認められ、これらの充実につい

て、より堅実なものとしてまいりたいと考えています。

それから、京都府の行財政支援についても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。特に、市町村未来づくり交付金、地域力再生交付金、まちの課題・チーム型解決事業などの活用を検討をしてみたいと考えております。

それから、新たな行財政改革を通じまして雇用問題、特に緊急雇用あるいはふるさと雇用、災害対策、社会保障などのさまざまな政策課題を包括的に解決していくことこそが、これからの行財政改革に求められているところだと私は思います。

以上のような行財政改革を通じまして、笠置町の財政が少しでも明るくなるような、そんな町に今後はしていきたい、そんなふうにと考えるとござります。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） それでは、管理職と協議はしていないということですね。

まだ、町長していないということですから、実施時期も含めて、今後どのように進められるのかということで、今ちょっとお聞きしたんですが、もうちょっと具体的に、いつ、どのようにというのがあったら、わかっている……

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 普通、予算の立て方につきましては、各課からの予算要望をお聞きをしながら、そのヒアリングの中で町長が考えておりますいろんな事業を含めて、予算のヒアリングを行ってまいります。この際には、財政担当課職員、それから副町長も含めて、みんなで協議をしてみたい。予算措置の中で、特に町長要望として、特に希望するところがあればということで、いろんな予算面で町長の意見を反映していく場がござります。それについては、担当の財政課と協議をしながら、予算措置をやっていきます。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） これから協議をしてやっていくということなんですが、先ほども出ていましたが、2期目やっていただくんですから住民に周知を図りながら、迅速に進めていただくようお願いいたします。

次に、特別職の給与についてのことで、ちょっとお伺いします。

23年度までは、町長100分の10、副町長100分の7の給与並びに期末手当100分の10が減額されておりましたが、24年度は特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例案が提案されていません。ということは減額なしと理解しますが、その理由を教えてください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 昨年度、町長が100分の10、副町長が100分の7、期末手当も100分の10をカットされていたが、ことはなぜないのかということだと思います。

私ども、現在、私も就任したばかりであります。給与のカットについては、やはり皆さんも御承知のとおり公務員給与の改正が間もなくなされるだろうと思います。この公務員給与7%減という話も大きな市では実行されているようでありますが、近隣の市町村ではまだ実行はいたしておりません。これらの実行されることに伴い、我々の給与も減額をしてみたいと考えております。

そうした中で、なぜ昨年、23年度カットしているのに、ことはなぜかという理由であります。現在、公務員給与のカットがどのように国会で成立していくかということについて注視をしておりますが、人事院の廃止等についても、今協議をされていると思います。そういうことについて、それらが実行されれば我々も昨年並みの給与をカットをしてみたいと考えています。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） そういう答えが返ってくるなどは予測しておりましたが、財政改革というのは国や近隣市町村と同じことをするのではなく、近隣市町村より早く取り組むことだと私は思っております。

そこで、総務財政課長にちょっとお伺いしますが、町長、副町長の給与並びに期末手当を減額した場合の額は幾らになりますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

特別職の職員の常勤の者の給与の額の特例に関する条例を施行した場合と、施行しない場合の金額の差額ということでございます。町長の場合でございましたら約120万円、副長町の場合でしたら68万程度でございます。以上でございます。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 今、答弁ありましたとおり、お2人で188万円余り、今までどおり減額されたわけですが、今までに減額されておりましたが、財政改革というのは、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの町村がみずから取り組むことで、またそれぞれの町村の財政事情も違うわけです。その部分についても十分考慮された上での減額なしと理解して、それでいいですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 金額的には、財政課長が説明したとおりであろうと思います。私は、先ほども松本議員、西村議員からも質問がありましたとおり、これからの笠置町というのは、非常に難しい状況にあるように思います。これは行財政の関係だけではなくて、これからの町の振興策ということをいろいろ考えましたときに、私は、おこがましいようではありますが、仕事でお返しをさせていただきたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 仕事でお返しすると、なかなか元気のええこと言っていたきまして、ありがとうございます。ぜひそうしてください。

人件費のことですので、今回はこの件についての質問、終わっときます。

それから、3番目に副町長職の必要性についてということで、3月の町長の選挙期間中に住民の方々からいろんな意見が出たと聞いています。その中で、窓口業務の充実ということで、初登庁の際に訓示されたことを新聞で拝見いたしました。ちょっと拡大していますけれども、この記事です。

そこで、お伺いしますが、住民の方から副町長職についても意見が出されたように聞いておりますが、町長はどのように聞いておられますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 住民の方から、私のもとにはそういう声もささやかれたことがあります。が、私はきっぱりと副町長は必要ですとお答えをいたしております。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 聞いておられるということで結構です。住民からは、小規模町村における副町長制の必要性について検討してはどうかという声がありますが、先ほどちょっと言われましたけれども、この件について、もう一回答えてください。

議長（石田春子君） 町長。

町長（松本 勇君） 副町長の必要性について、どうかという質問であります。

先ほども申し上げましたように、私は必要と考えております。

自治体といいますのは、京都市も1つの自治体でありますし、笠置町も1つの自治体であります。事務のその内容については、大きくても小さくても、それぞれやることは一緒であります。その規模の違いは、確かにあるわけであります。また、それに準拠します法律も1つであると思います。1つの自治体として、我々はいろんな場でその協議あるいは会議も

含めて、おつき合いをしていかなければならないという状況の中で、町長職1人でいいのかと言われれば、これは非常に難しいと思います。

現に、南山城村におきましても、副村長を置かないで、村長1人でやっておられましたが、やはりそれは仕事上、無理であるということから副村長を置かれた経緯もございます。そういったことも含めて、私はやはり副町長の仕事が、現在も非常に重要な状況にあるように思います。町長1人では職員の管理、それから対外的な仕事、すべて1人でやるというのは不可能であると思います。私は副町長というのは必要に思います。以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 町長の考え方はよくわかりました。異論を唱えておられる住民の方も、これで十分わかったと思います。しかし、人事のことでありますので、もうこれ以上質問しませんが、それぞれが身を切り、また住民の皆さんにも痛みを分かち合ってもらうものが行財政改革と私は理解しておりますので、町長におかれましては公約の有言実行に期待をいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石田春子君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（石田春子君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、西岡良・君の発言を許します。西岡君。

6番（西岡良・君） 6番、西岡です。私のほうから3項目について御質問いたします。

まず、1項目め、循環型社会の実現についてということであります。これは、先ほど西村議員のほうから話が出まして、ほとんど町長の回答もあったのでダブるところがあると思いますが、私なりの観点から御質問したいと思います。

町長は2期目に入られまして、方策としまして循環型社会の実現を強調されています。先ほども、この話も出てまいりました。それで、具体的にどのようにされるのかお聞きしたいんですが、まずその前に、第1点、低炭素地域づくり調査事業、これも先ほどちょっと出まして回答もありましたけれども、これの結果、2年間やってこられて結果がどういうことであるのか。その評価を、まずお聞きしたいと思います。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西岡議員の質問にお答えいたします。

まず、低炭素地域づくり調査事業であります。その結果と評価ということであります。

当調査は環境省の事業でございまして、平成22年、23年、2年間にわたり調査を続けてまいりました。1つは、低炭素型モビリティの導入ということで、先ほど西村議員にも少しお答えをさせていただいたところでございますが、昨年度の社会実験により小型モビリティの需要、関心は高いところであります。しかし、町内ですぐに活用するということには性能面あるいは道路事情等、課題も多くございまして難しいと思われまいます。そこで、低炭素型小型モビリティについては、技術開発の動向を見ながら、市場導入へのスピードで、当町にも導入の機会を図っていきたいと思ひます。これについては、非常に注目もされたところでございますが、非常に性能面で問題があったということも聞いております。

2番目に、町内その他施設への木質エネルギーの利用でございまして。

町内の浴室施設、いこいの館への木質エネルギーを導入すれば、市域の低炭素効果につながるということで、その実現に向かって検討されてまいりましたがイニシャルコスト、あるいはランニングコスト等を考えるならば、非常に経済面で難しいのではないかと、そして、やはり国の事業等を考えながら、導入の機会を図っていくということになるかと思ひます。

それから、マイクロガス化プラントの導入であります。小規模自治体にとって廃棄物部門では、地域の財政負担及び環境問題への視点から非常に重要であると思ひます。現在、近隣地域においても有機性廃棄物、バイオマス等を減量にするマイクロガス化プラントが開発されておりますが、それらの導入が早期に望まれるところでもございまして。

しかし、現在は技術、研究開発の実験後、継続した開発を行っていることから、それらの開発動向を見守りながら当町への導入用の機会を図っていきたく、そんなふうと思ひます。現在では、メーカーのプラントが完成待ちといったところでありまして。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 先ほどの回答も、今の回答も含めて、私ちょっと感じるんですけども、この調査事業に取り組んだという目的ですね。確かに、ごみ処理とかをガス化して発電するというその構想は、大変いいと思ひますよ。それはいいんですけども、今、2年間かけてやられた内容が、果たしてこれが町が参画してやるべきような内容か。そのプラントの開発とかそういうものは、各メーカーなり国がそういうことをやって、ある程度、技術的にできあがった時点で各市町村へこういうものができるんでどうやというような形のほうが、私はいいいんじゃないかなと思ひますけれども、その辺、当初の取り組みするときの目的なんかはどうだったんですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この事業は環境省の事業でありまして、CO₂の削減を目指した事業であったわけであります。全国で二十数カ所の自治体の、いろいろ調査に入ったわけでありますが、京都府では笠置町が、現在のいわゆる低炭素循環型社会を目指すというところで採択になりました。これについては、やはり目的はCO₂の削減であったわけであり、そのCO₂の削減に向かって笠置町でどのように取り組むかという、全国ではほとんどの自治体の取り組まれた一つの事業は、先ほど小型モビリティの開発ということで説明を申し上げた、いわゆるEVの電気自動車であったわけですが、笠置町のように循環型社会を目指すというこういった事業はどこにもありませんでした、笠置町だけであります。

その事業の取り組んだ目的は、いわゆる環境省の事業ですので、CO₂の削減を図るべくどのようにすればということをやったわけであります。例えば、森林の保全という大きな目的をもっております。それには、やはり間伐材の利用等も含めた、この事業の調査でありました。今までの森林の間伐といいますと、間伐をしますと、そのまま放置されるのが通例であったように思うわけでありますが、やはりその放置された木質部が腐食することでメタンガスが発生すると、これも1つは環境汚染につながるということも含めて、いろんな見地から、笠置町では循環型社会を目指す事業、研究を続けておりましたが、現在のところは一応調査が終わりました。調査が終わった段階で、私は先ほども説明いたしましたとおり、いわゆる生ごみからガスが発電する装置、マイクロガス化プラントというんですか、そういった装置をまず手がけていきたいなど、そんなふうを考えております。

それは、やはりこれからの自治体のあり方といったものも、各自治体ではいろんな事業、進められていると思うんですが、笠置町ではそういった事業を進めていきたいと、そんなことからこの事業に取り組んだわけであります。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） はい、わかりました。

それでは2点目としまして、これに関連した件ですけれども、昨年の9月からやっている緑の分権調査事業、これの結果と評価をお願いします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

緑の分権改革の調査とその結果、評価であります。

これは総務省の調査事業であります。豊富な自然環境や再生可能エネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域内循環率を高める仕組みをつくり上げることにより地域の持久力

と総富力、富を生み出す力でございますが、これを高めていく取り組みにかかわる事業であります。まず1つには、間伐材、小径木試験収集、これは木質バイオマスであります。こういうプログラムと組み合わせることにより、大学生あるいはコンサル等との連携を行い、若者との連携を図ってまいったところでございます。

2番目には、町内の空きハウスを利用した高齢者による農作物試験栽培の実施、地域住民の木質バイオマス、あるいは空き家ハウスの利用等から木質ボイラーの活用にあたっては、工業製品としての安定化が望まれる機会をうかがうなどの事業を目指したところでございます。

3番目には、わかさぎへの木質ボイラーの導入の可能性を検討してまいりました。温浴施設に木質バイオマスを利用していこうというところでございます。この問題は、やはりイニシャルコストについては、補助金等の活用する必要があるということで、経済的に少し無理があるのではないかという結論が出ております。

それから、灯油価格、ペレット価格等燃料費の変動への対応が、これからは必要であろう、それから、これらの費用に向かっての補てん対策というんですか、経済面におきます状況を考慮しながら、これらの検討を図っていかなければならないということでもあります。

4番目には、地すべり対策工事地域から発生する湧水を利用した小型発電事業であります。これについてもやはり水量が問題でありまして、先ほどからいろいろ議論が交わされておりますとおり、小水力発電についても積極的に取り組んでまいりたいと思うわけでございますが、これらの事業についても国の補助事業を活用しながら啓発効果、観光効果を目的として導入を図っていければなど、そんなふう考えているところでございます。

その他、地域通貨の利用等によるその効果を検討されてまいりました。しかし、一応調査でございますので、問題は我々といたしましては、いこいの館のボイラーですね、木質ボイラーの導入が可能かどうかということについて、最大限検討してまいりましたが、これらについても、やはりイニシャルコストが問題であるという結論に達しております。そのほか、これらに変わる何らかのいい事業を生み出すべく、ただいま検討をいたしているところでございます。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） そういうことで3点目として、最終、今いろいろおっしゃっていますけれども、この低炭素、それから緑の分権両調査事業の評価を踏まえて、それで、これ町長、先ほども出ていましたけれども、2期目の方策として循環型社会を実現していくんやという

話は先ほども出ていまして、私の任期中に実現できるかどうかかわらんというような先ほどの回答やっただけでも、ということは実際、今現在、町長として具体的にこの両事業をやった結果、あと4年なりで、どこまではどういうふうに行うかという考えでおられるのか、ちょっと聞かせてください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほどから申し上げておりますとおりの事業を、私の任期中にやれるかどうか、はっきり申し上げて、できるだけことは私は進めていきたいと考えています。先ほども申し上げておりますとおり、マイクロガス化プラント等については、やはりメーカーのプラントの開発等にも影響してまいりますので、そういったことも考えるならば、できることなら私の任期中に完成を見たいとは思いますが、やはりそうでないにいたしましても、その道筋だけはつけてまいりたいなど、そんなふうと考えております。

ただ、小水力発電等については、その水量次第で実現も可能かとも思いますので、いろんな事業をこれから勘案しながら、どこまで可能なものか検証してまいりたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） どちらにしても、水力発電にしてもガス化の発電にしても、やはりインシャルコストというのは、かなりかかると思うんですよ。構想としては確かにいいと思うけれども、やはり財政難の我が町にしたら、やはりそれがつくるだけはそのときできるでしょう。しかし、いこいもそのとおりでありまして、今現在は赤字の経営が続いているというようなことになっていきますので、やはり物事を起こすときには将来的に運用面、それをちゃんとどういうふうに行っていくのかということも考えの中に入れてもうて、この評価をして、将来的に、これは絶対10年ぐらいたらもとがとれるというような計算のもとに実行していったらうと。先ほどから、構想的なことばかり話出ていますけれども、それは確かにできたらええのはええんやけれども、その辺の後の運用面のことも考えて、物事を計画して行っていただきたいと思います。

それと、もう一点ちょっと気になるのは、生ごみとかを循環してガス化して発電するということになると、東部連合で行っているごみ処理の負担金も少なくなるというようなことを、町長おっしゃられていますけれども、これもただ単に笠置町のごみが、向こうへ出すのが減るから負担金は減るやろうという考えだと思いますけれどもね。やはり、東部連合というのは3町村が集まって連合で行っているわけですから、笠置だけが生ごみの処理はこっちで

単独でやりますわ、はい、東部連合さいならということにいけるんですか、どうか、その辺ちょっと聞かせてください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 東部じんかいの絡みで御質問であります。

笠置町でやろうとしているこの事業が完成いたしましたならば、やはり東部三ヶ町村、歩調を合わせて、この事業を取り組んでいければと思います。現在の東部じんかいの地元との契約が、あと8年で切れるように聞いております。そういったことから、そろそろ東部じんかいにおいても、次の計画をする必要があるのではないかなとも思います。あわせて西部塵埃処理組合が木津川市で建設されようといましてありますが、これの絡みも含めるならば、やはり東部は東部で今までの経緯を考えるならば、そのごみ処理を行っていったほうがいいのではないかなとも思います。

これからの生ごみ、今まで厄介者であった生ごみが1つの資源と考えることができるならば、これほどいいものはないのではないかなとも思います。これが、やはり1つは実現可能な段階にまできているということを申し上げることはできると思います。その実用化に向かっては、メーカーのプラント開発が急がれるということでもあります。そういったことで東部じんかいあるいは西部塵埃との絡み等も含めて、今後は十分に検討する必要があると思います。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 今、町長おっしゃられたように、やはりごみ処理の問題については、東部3町村連合を組んでやっている問題ですので、ただ笠置町だけがというようなことじゃなしに、やはり3町村一緒になって、そういうものを実現していくようにの考えでいってほしいと思います。よろしくをお願いします。

それと、先ほども申しましたけれども、くどいですが、やはりつくるのはつくれる、後のことをもう少し、後の運用面をよく勘案してゴーを出していただきたい、これも、よろしくお願いしときます。この件については終わります。

次、第2項目としまして、府と町の行政連携について。

これは、私2月議会で一応質問いたしました。そのときは、まだ予算の案の状態の詳細決定等がなされていないということで、詳細決まり次第、またお知らせするという回答をいただいておりますので、今回、再度御質問いたします。

まず、1点目は、過疎化が進む農山村の生活道路や農業水路の整備・保全の支援をどのよ

うに計画されているのか、府から町のほうへは、どういう対応を言ってきたのか、その辺について、お聞きしたいと思います。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問ですが、2月議会のときに、まだ内容がはっきりしておりませんでしたので、つい先月、その細かいところが、ある程度決まったということで、確認しましたところをお伝えしたいと思います。

過疎化が進む農山村の生活道路、農業水路等の整備・保全ということで、それを支援する事業というこの項目でございますが、この前にも申し上げましたけれども、これは京都府の農林水産部が所管する事業でございます、大きくは京力農業・農村総合対策事業という事業でございます、この事業の中に、共に育む「命の里」事業というのがございます。また、この「命の里」の事業の中に里の基礎づくり事業というのがあって、これのことを以前にも聞いておりましたが、その中の詳細について聞いたことをお伝えしたいと思います。

これは、住民協働によりまして生活道路、農業用の施設、水路ですとかを地域がみずから実施していった、地域課題解決につなげていくということを京都府が支援するという事業となっております。したがって農道や水路の整備に補助金がつくということになってはおりますが、この事業の要件といたしまして、厳しいものがありまして、まず複数の集落で連携した、作成した整備計画というのが必要になってきます。これに基づく事業でなければならないということになっております。それから、高齢化率は、65歳以上ですが、50%以上、または10年後に50%を超えられる地域ということで、これにつきましては何かのクリアができる場所、あるかと思えます。

それから、1番厳しいというのか限定されているのが、農業振興地域の中の農用地区内に限るといふようになっております。笠置町でいいますと、東部地域、飛鳥路地域内に限られるものと思えます。かなり、このために、すぐに取り組める場所は、現実は今すぐというのは少ないかと思えますが、私どものほうも京都府に問い合わせしておりますが、農業関係の補助というのはかなり複雑でございます、京都府の担当職員でありましていろいろな種類があって、その中で簡単にこういう条件を言って、これがいけるとかいけないとかいうのは言いにくい部分も、そういう事業もあるということを知っております。

京都府に問い合わせてみましたが、具体的にはどこの場所で、どんなことがしたいんや、だれがどんなことをしたいというようなことがありましたら、もうちょっと条件の整備をしていただいで教えてもらうことで、もしかしたらほかの事業でも取り組める可能性があるん

やないかというようなことを聞いておりますので、できましたら具体的にどういうことが補助事業にならないかということがありましたら、その辺のことを町のほうにお知らせいただけましたら、京都府と連携をとりまして、可能なものにつきましては、できるかできないかわかりませんが、京都府のほうに確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。ということは、一応、笠置町の場合、各地区に水利組合というのが結成されていますけれども、そこが農業水路の保守とか維持・運営やっとなつては、そういうところから一応申請とかそういうようなものを出せるところまでは、まだ決まってないということですか。そこで、今ある現在の水路を老朽化してきておるんで、一遍にはできないけれども、部分的にでも改修整備をやっていこかというような計画をされた場合、それは一応そういう補助対象として出してもらえると、こういうことでよろしいですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、具体的には先ほど申しましたように、例えば、農振農用地とかいうことで、もしそれに限定されて縛られますと、それ以外のところは無理となります。ただ、京都府のほうで、あくまでも補助金ですので、補助率というのが高いか低いかはわかりませんが、該当する部分があったら、それにつきましては照会したいということで、具体的にどの場所がどういうことを考えているんやというのがわかりましたら、京都府のほうにも知らせてほしいということですので、それにつきましてはちょっと私どものほうで今わからない部分がありますが、どんどん照会はさせていただきたいと思ひます。

ただ、補助の残りにつきましては、簡単に町が負担できるというわけでもありませんし、また地元の負担ということにもなりかねませんので、ちょっとその辺のことにつきましても、含めて問い合わせをしていきたいと考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。農振というと笠置町では東部と飛鳥路ですか、あれしかないんでね。そんな条件がつくんやったら、過疎化が進む農山村のいうようなこと、全然関係ないわね、それやったら。そういう条件が頭に来るんやたらね。だから、その辺のこと、一回こちらの要望をまた相談に行きますので、また府のほうといけるかどうか、その辺はま

た調整とってください。お願いします。

それから、次、2点目は、鳥獣被害の防護さくの設置。これも同じことなんですけれども、これはどうなってますか。一応、23年度は東部地区と西部地区が2件ほど、防護さくを設置というのを実績されましたけれども、あと24年度について南部、北部等も出していますけれども、それはどういう方向になっているのか、ちょっとその辺、お願いします。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、これも京都府が国の補助を受けて実施しております野生鳥獣の総合対策事業という大きな事業がありまして、この中で、2月議会でも簡単に紹介させていただきましたけれども、3つに分かれまして、有害鳥獣に対する捕獲圧の強化ということ、それから地域防除力の強化、それから3つ目といたしまして生息環境の整備というような事業に分かれております。この2つ目の地域防除力の強化ということで防護さくの設置があります。今の御質問にもございましたけれども、平成23年度では笠置町で2カ所、防護さくの実施をやって、既に3月には終わっております。

それから農業委員会だより、または駆除害などでも紹介をさせていただきましたが、24年度、今年度の事業につきましては、一応3月末までということで要望を、24年度の要望というのは3月末まででいただいております。その中で要望しておりました分につきましては、現在、補助の内示がきております。

それから4月以降に要望をしていただいた分、それが5件ほど来ております。今、さっきおっしゃったような北部、南部、西部、東部、これで来ております。これにつきましては、現在のところ、あくまでも25年度の要望ということで、今後、整理いたしまして京都府のほうには出すことになっておりますが、京都府といたしましても、昨年度と違いまして、今年度は国からの補助というのが、やっぱり少なくなっていると、多少、少なくなっているというふうに聞いております。

さっきも申しましたように、現在4月以降から受け付けているのは、あくまでも25年度要望でございますが、今後、今の24年度で多少の増額とか、もしありましたら、京都府から早めうちのほうに知らせてもらえるようにとお願いをしております。

昨年は要望と同じくらいの2カ所しか来ておりませんでした。ことしは特に多くの要望が出ておりますので、少しでもできましたら前倒しができるようにということで、京都府に、現在要望しているところでございます。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） 23年度としては2件やりました。24年度の申し込みが3月で締め切り、それが何件ですか。1件。それで、24年度に入ってから申し込みが5件ですか。合計、今6件ということですか。ほんで、内示もろたいというのは、その1件だけですか、1件だけ。あとの5件については、いつごろの返事がもらえるんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 後の返事につきましては、まだいつというのは決まっておられません、24年度、本年度の要望につきましても、まだ内示が来たのが先週ということになりますので、かなり遅くはなるかと思えます。

先ほど申しましたように、要望がかなり多くなっておりますので、少しでも早く前倒しできるよというので、それにつきましてはお願いをしております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） ちょっとその年度の申し込みと、あれがよう理解できへんけれども、できるだけ早いことできるように、府のほうへ要望してください。お願いします。

それから、次は3点目の、これは先ほどの西村議員のまちづくりの中でも出ていましたけれども、地域の課題解決を地元提案で進める自治会等が主導する公共事業ということが出ていましたけれども、これは前の説明では、京都府の施設しか対象にはならないというような話だったですけれども、それ、そのとおりですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの地域主導型公共事業の件なんですが、今御質問にありましたように、直接、京都府が実施するのは京都府の管轄する事業、京都府が管理する施設の改良に係るものでございます。前回2月のときに、本当の概要しかわかりませんでしたので、概要だけをお伝えしましたが、その後、4月に京都府の説明会がございましたんで、そのときに示された部分、現在決まっていることにつきまして、ちょっと概要を再度申し上げたいと思います。

先ほどおっしゃいましたように、地域の課題解決とか活性化を推進するという目的で、京都府が実施する地域主導型の公共事業という事業でございまして、地域のまちづくりや活性化につながる府の公共事業、市町村の事業と地域の取り組みが一体となったものということで、この事業自体は先ほど言いましたように京都府の事業でございまして、それに地域の思いというんでしょうか、地域が計画していること、または町が計画していることを組み合わせで一体とした事業の構想を練って、それを提案するということになっております。提案者

は府内の地域、地域と密接に関係する団体ということで、区観光協会、商工会、例でございますけれども、PTA等がございます。

先ほどの施設というのがありますが、京都府が管理する道路、河川、砂防施設、都市公園ということになっておりますが、この中で自然公園、笠置山は自然公園がございますけれども、自然公園については、現在、対象外というふうに聞いております。

具体的には、道路の中では国道163号、府道の奈良笠置線、笠置山添線、笠置公園線、笠置山の行く道です。河川といたしましては、白砂川、打滝川、横川、布目川、砂防施設は砂防堰堤等があるかと思えます。概要につきまして、総事業費がおおむね1億円という大きな事業で、3年以内に、その事業が完成して効果が発揮できるものということになっております。

提案内容が地権者を含めた地域の総意であることということ、それから公共事業とあわせて地域の、先ほど申しましたけれども、地域や市町村の活動なども取り組んだものということになっております。今年度につきましては、7月1日から7月31日まで、京都府土木事務所のほうで提案書は受付をするということです。8月には京都府でその審査を行うということです。

それから、この事業につきましては3年以内でということで、平成24年、今年度から3年間で、今年度スタートして3年で行うもの、25年スタートの、来年からスタートして3年で行うもの、26年からスタートで3年で行うものということで京都府は採択を各、出発の年度ごとに10件ずつ程度を想定しているということで、合計で30件ぐらいの採択を想定しているということです。

概要については、これを聞きました後で、各区長さんとか団体の方へお知らせはしておりますが、今後、区長会もあります。その場でも、もう一度説明をさせていただきたいと思えます。

この重要なところは地域の総意での計画であるということ、このいろいろ申請の中で、もちろん提案書とか事業の計画書というのは必要になりますが、この中で一番重要なところが、地域の総意を証する書面ということが申請書に添付するということになっております。地域団体構成するものに提案に対しての反対者がいないこと、提案に係る地権者の同意の意思確認を行っていることとか、また上記以外の事業実施における関係者の同意も得ているというようなことの書面も添付するようになっております。具体的に細かいことにつきましては、また今後相談をしていかなければならないことかと思えます。

このようなことから、この計画を出すに当たりましては、かなり実現性の高いものというのが必要であると思います。よりよい計画をつくっていくためには、たくさんの方の提案とか、それをまとめていただいて地域からの意見として出していただくというのが大事かと思っておりますので、また皆様方、よろしくお願ひいたしたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） わかりました。これ、私、何で言うか言うたらね、やっぱり財政難の笠置町が、府や国とうまく連携して、こういう補助金が出るとか、そういうものをうまく使って、先ほどから出ている町が小水力発電所をつくるということにおいても、そういうところからこれを有効に使えるんやったら、そういうものを使ってやっていけたらと思っておりますんで、その辺、特に府の方向ですね、その辺をよくちゃんとキャッチしていただいて、有効に使えるやつはできるだけうまく使っていけるように積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

ほんで、区長会でも、この件についてはちょっと説明していただいて、各区長さんからそういう要望も多分あると思っておりますので、よろしく処理していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

3 番目としましてデイサービスセンターの共益費についてお伺いします。これも先ほど、いこいの件で話は出てはいますけれども、平成 23 年 10 月から、一応、共益費を、前回 11 万 8,000 円を 61 万 3,000 円に改定して支払われております。まず、この支払われている件について、わかさぎのほうと笠置町のほうと契約または覚書を交わされたんかどうか、それ確認します。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 覚書を交わしております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） 覚書の内容というのは、どうなっていますか。これ、毎月 61 万 3,000 円を支払うということになっていると思うんですけども、それでよろしいですか。

それと、前にも言うておりましたが、61 万 3,000 円の算出根拠、それはつくられておりますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 以前に 61 万 3,000 円を議員の皆さん方といろいろ意見交換の中で

決まりましたときの根拠、いわゆる算出根拠は覚書に添付をいたしております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。それやったら結構です。

それで、月に1回支払うということに、覚書はなっていると思うんですけども、この間、いこいの特別委員会のところでも発覚したわけですけども、支払いは毎月、町のほうとしてはされていますけれども、いこいのほうではゼロという月があったり、あるいは一月に2カ月分支払われていたという実績がここにも出てますけれども、その辺はどうなっとんのですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 確かに覚書のとおり、いこいといたしましては、いわゆる収入としてゼロの日も、あるいは2カ月に1度の日もございました。これについては、今後はこのようにことのないようにということで、会計のほうにもやかましく言っているところでございますが、そういった事実があったことも事実ですので、これも真摯に受けとめながら、今後は十分に注意をしてみたいと思います。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 覚書交わされたんですが、何月か知らないけれども、多分、この支払いされていた後にされたんじゃないかなと思うんですけども、もう契約されましたんで、ええと思えますけれども、その辺やっぱり何でもちゃんと書類で残して、人が変わってもわかるように、これからどの業務についても、そういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。以上で、質問終わります。

議長（石田春子君） 次に、7番議員、和田榮雄君の発言を許します。和田君。

7番（和田榮雄君） 7番、和田でございます。

私のほうから3件質問をいたします。

まず1件目ですが、白砂川の整備について。

これ以前にも他の議員から質問が出たことはありますが、白砂川の整備については、20年8月に京都府が整備計画を新聞で発表いたしました。それから、既に約4年の年月が経過をいたしております。笠置町の活性化に結びつく事業として大いに期待され、住民の代表者7人で、これ7人というのは行政も入り、また区の区長あるいは観光協会、商工会の代表がつけられたらと思っておりますが、その整備検討委員会が設置されて会合を重ねられたらと思っておりますが、いまだ土地の買収問題で、その解決を見ない現状で、これから先、どのような

進捗が図られるのか不透明であります。今後どのような展開になるのか、京都府との連携はどうか、まず町長にお伺いいたします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 和田議員の質問にお答えをしたいと思います。

白砂川の開発については、当町にとっても非常に有効な事業であるように、私も感じております。これは、前町長時代の協議会であったように思うわけではありますが、ただ地主の方との話し合いがうまくいかないという状況を、これは府の事業ですので、府のほうで用地交渉等行われてきたわけではありますが、やはり大切な所有物である、地主にとっては大切な所有物でありますので、思うようにいかなかったということを知っております。現在は、そのまま棚上げということになっているわけでもあります。その中で、私も地元地主の方ともお話し合いをさせていただいておりますが、やはり何とも、地主の方の了解をもらわないことには、何ともしがたい状況にあるように思います。

先ほどから地域主導型の公共事業という話も出ておりますが、こういった事業にすりかえてやっていくというのも一つの方法かとも思います。それはやはり地元の皆さん方の協力がなければできない事業でありますので、そういったことも含めて、今後は再度、協議をする必要があるのではないかな、こんなふうに思います。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

この整備については、私も南部区の区長をしておりましたときに、この話が出てまいりまして、そのときに、多分、土地所有者が8件ぐらい持ってられたと思うんですが、そのうちの、今のところ買収問題でいろいろ苦慮されているのは2件ぐらいが、どうも買収に応じてくれないのかなと、こういう話をちらちらと聞いておるような状態ではありますが、そこで建設課長にこれから、そういったことで今までのやろうとする予算等々ついておったと思うんですが、これ今まで来たときには、その予算はどうなるんですか。返上をしているんですか。それともこの工事そのものはストップしているんですか。これから凍結という、先ほど町長の話でしたけれども、凍結をされておるんですが、その辺はどうですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 私のほうが京都府から聞いていることですが、それをお知らせしたいと思います。

これは国の事業ではありませんで、完全に京都府が、京都府の単独費ということで、京都

府の予算でやっている事業でございますので、計画はしっかりしたものができておりますので、今のところ地元の調整ができれば、そこにかかれるところからかかれるということで、約4年ほど経過しております。

今後につきましては、わかりませんが、現時点ではそのように聞いております。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

そうすると、地元の土地所有者は協力さえしてくれれば、いつでも話、計画は履行されていくと、こういう判断でよろしいか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 予算のつき方というのが京都府の中のことでございますので、細かいところわかりませんが、先ほど申しましたように、事業としては続けていけるということで聞いております。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

いわゆる、この工事については、白砂川の左岸という言い方をしているんですが、前南部区長との連絡会というのが、私は南部でやっているんですが、その前区長の話によりますと、23年3月に京都府との打ち合わせの中で、左岸の工事、今言うてるのは左岸ですけれども、その工事はできませんが、平成23年度中に大手橋から下流、木津川までの分岐までの右岸、その計画がしますと、それで、24年度にその右岸の工事がかかりますという府の見解だと、こういう話を聞いておるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただ今の御質問ですが、京都府のほうも全体の大きな事業として計画しておりますので、いこいの館から木津川にかけて全体の計画がありまして、真ん中のほうがさきに計画はできておりますが、計画としてはあるんですけれども、前のこの議会でも、何回か前の議会なんですけれども、御説明を申し上げたと思いますが、下流の分につきましては計画をしていこうということで進めてはおります。

ただJRと、それから下に行きますと木津川、国土交通省との管轄のところがありまして、その辺の協議を、現在も続けているということは聞いております。先ほどおっしゃったように、23年度で全部まだ計画が終わってはおりませんが、水辺の楽校と下流のキャンプ場とありますが、そちらの渡れるような石、飛び石ですね、以前からいろいろ、この場でも御指

摘ありましたけれども、飛び石の計画も入っておりますので、ちょうどそのあたりがJRの付近になりまして、それを国交省、またJRと進めていっていると聞いております。以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

この工事については、先ほども言われたように白砂川を渡る飛び石の関係で、水辺の楽校を整備したときに飛び石をつけるという計画であったのに、つけないんですかという私がコウジヤさんに尋ねたところ、いや、それはできませんと、こういう返事だったので、飛び石はもうつかないのかなというこういう判断をしているんですが、飛び石については、まだ消えてないんですかね。ちょっとその辺を。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 水辺の楽校のところの飛び石ということについては、ちょっと水辺の楽校の自体のことはわかりませんが、白砂川につきましては、以前から飛び石の計画はありましたので、先ほども申しましたけれども、JRの下で魚道の部分でありますけれども、そのあたりにつけるという計画にはなっております。以上でございます。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

この件については、そうすると、また京都府とも連携を密にして、一応可能な限り努力していただきますようお願いをいたしまして、一応、質問は終わります。

次に、2件目ですが、防災の取り組みについて、これも午前中、西村議員が質問した関連になりますけれども、一応、笠置町の地震・災害等のハザードマップの整理について質問をいたします。

日本列島、太平洋側における東海・東南海地震や津波の発生が予想される時期が、大きな問題として取り上げられております。防災が最優先課題として、どこの市町村においても、その対策に真剣に取り組まれていることは、紛れもない事実であります。

そこで、当笠置町において、昨年暮れに各区と選ばれた住民代表者、消防と連携し、より綿密な防災ハザードマップの作成に取り組まれていると思いますが、予測される災害の範囲や程度を示した地図の整備、また災害に備えた備蓄品などに、どのように進んでいるのか、そして住民へ情報、連絡体制はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま和田議員から御質問いただきました防災の取り組みについて、答弁させていただきます。

まず、マップ作成につきましては、午前中、西村議員にもお答えさせていただきましたとおり、各地区によってまだばらつき等がございます。近々行われます区長会において、進捗状況を確認させていただきたいと、このように考えております。

そして、備蓄品につきましても、先ほどパン及び保存水の本数等を話、させていただきました。今、備蓄品は分散して備蓄をやらせていただいております、産業振興会館、また並びに児童放課後クラブと、また東部にあります備蓄倉庫等々に備蓄をしております。ただ、備蓄品につきましては、今後、避難等が長引いたときのことを考慮するならば、備蓄品ももう少しちょっとそろえていったらいいかなというぐあいに思っております。

そして、住民への情報・連絡体制でございますけれども、これは2月にごございました区長会の中で、何かあったときの連絡体制につきまして、町のほうから区長さんには連絡させていただきますけれども、そこから先につきましては、各区のほうで連絡体制を密にさせていただきたいということでお願いをしております。よって区のほうでそれぞれ、その連絡体制は持っておられると、そのように理解をしております。以上でございます。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田ですが、確かに笠置町という地形柄、急傾斜地が大変多くて、地震だけやなしに、土砂災害も大変心配されるところであります。

そこで、行政と各区と連携をとられて進められておると思うんですが、各地域において防災訓練の実施計画とこういったことを、区長との連絡会の中では出てきているんですかね。その辺の上の指導と言いますか、助言と言いますか、その辺はどうですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。防災訓練につきましては、今のところ、区長さんとの話もまだしておりません。ただ、議員も御指摘のとおり、地震だけじゃなしに、笠置町の場合は、やっぱり土砂災害が大きな問題になろうかなという具合に考えております。よって、そういう各地区でつくられました防災マップに基づきまして、今後は各地区と行政とかかわった中での防災訓練というのも、当然必要かなとそのように考えておりますので、今後は各区長さんと協議の上、考えさせていただきたいと、そのように思います。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

この防災訓練というものについて、ちょっと参考ですけれども、南山城村のこの押原地区という地区があるんですが、ここで、ほとんどが60歳から70歳のお年寄りばかりなんです。全世帯を5つの班に分けて、昨年11月に防災訓練をされていると、こういった地域ぐるみで、やはり固まって行動する、こういう訓練が大変重要になってくるんじゃないかと、これからそういったことも踏まえて行政のほうと、府との連携はさらに密にさせていただいて、こういったこともできますように、ひとつ図っていただきたいなど、このように思っております。この辺、よろしく願いをしときます。

この2件につきましては、これで終わりますが、続いて3件目に入ります。

3件目につきましては、生活保護行政について質問をいたします。

今、テレビ等々で大変話題になっておる一つの事柄であります。厳しい経済情勢、雇用情勢により生活保護を受けたいという方がふえております。もちろん必要とされる方には給付をしなければなりませんし、一方、その生活保護の原資は税金であります。不正な受給を防ぐということは、財政上からも極めて重要だと思います。生活保護の決定ということは、所得や財産がなく、本当に必要とされているかどうかを、その状況をきちんと調査しなければならぬことはいまでもありません。

先般、テレビ報道されましたが、扶養義務のある直系の子が所得を得ていながら、その親が生活保護を受けていた件など各地で大きな波紋が広がり、周囲の人たちに動揺を与えたことも事実であります。各町村においても、今後、調査にさらに重点を置かなければならないと思っております。笠置町として、今後、申請者に対する対応や相談体制等の考え方について、町長ほか住民課長いずれか、どちらでも結構ですが、お答え願いたいと思っております。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

まず、笠置町の生活保護行政につきましては、御承知のことかと存じますが、福祉事務所の所管業務となります。市につきましては設置義務はございますが、町村につきましてはございませんので、福祉事務所の役割は、所管する保健所が担っております。その保健所のケースワーカーという方が実際は業務を担当します。

それで、まず笠置町の窓口、特に民生委員さんの方々がケースとしては多いんですが、そういう方々が窓口に来られて、形式的に町は指導させていただきます、まず。それで、これはやはり保護の必要性があるという判断をいたしますと、まず最初に、そのケー

スワーカーさんと相談をさせていただく。その相談が、先ほど笠置町が相談する考え方というところになるわけですが、いろいろなやり取りがある中で問題となっております。扶養義務者の報告なり、それから財産調査なりというふうな細かな点を調査、相談させていただくこととなります。

つきましては、先ほどの質問の中身なんですが、ケースワーカーとより一層な適正な執行に努めさせていただくということになります。以上でございます。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 和田です。

この手順、流れについては、今おっしゃられたように、よくわかりました。

全国で生活保護人員は、今のところ210万8,000人が受けておられると、こういうことでありまして、これからも増加の一途をたどるんじゃないかなと、こういうことを懸念されております。

先ほども言われたケースワーカーと行政とのつながりというのは、綿密にやり取りをされるんですか。その辺が、やはりきちりといっていないと、申請を受けて、そのままずっと受け付けただけ、それを保健所のほうへ上げていくと、こういう格好にならないように、その辺との接点がうまく、きちりといっているかどうかというのを、ちょっとお聞かせ願いたい。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。先ほど言いましたケースワーカーといいますのは、福祉事務所の職員というふうな理解で結構かと思えます。福祉事務所の職員と笠置町の担当の者が、一緒になって細かな申請について相談なり、協議をさせていただく、最終的には、そのケースワーカーさんが京都府の権限で判断されることとなりますが、それまでの調査については、細かな連携をとらせていただいているということで報告させていただきます。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） はい、流れにつきましては、よくわかりました。

最後に、参考までに、笠置町でどのぐらいの、いわゆる生活保護者がおられるのかというのはわかっておるんですかね。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 6月1日現在の保護世帯につきましては、少ない世帯数でございますので正確には統計上申し上げられませんが、20世帯を切る世帯でございます。以上でござ

ざいます。

議長（石田春子君） 和田君。

7 番（和田榮雄君） 個人情報の関係もあるんですやろで、その辺は理解をしておきます。

ただ、先ほども言いましたように、ケースワーカーとこれからの実態調査については、適正な決定をしていただきますようお願いをいたします。

これで質問を終わります。

議長（石田春子君） これより 10 分間休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 13 分

再 開 午後 2 時 22 分

議長（石田春子君） 休憩前に引き続き再開します。

1 番議員、杉岡義信君の発言を許します。杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 私のほうから、3 点ほど質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、公営住宅の耐震ということで、東南海・南海地震の、今言われている、起きると、今は小さい地震起きとったんですけれども、それについて、公営住宅並びに公営建物の耐震、予算においては多少なりと個人的な耐震の予算も含まれています。

それで、笠置町の公営住宅、一番古いのでは 28 年、一番新しいのは 49 年から 53 年、この間に建てられた建物でございます。これも前、一応関係ないんですけれども、この中で私、前回一般質問の中で、バリアフリー、何かとしてやってほしいという話もしました。そういう関係上、構造の仕組みですね。ある程度は、30 年度までのやつは、1 軒だけ平屋建てというんですかね、そういう建物が建っています。奥田団地においては、昭和 54 年、これ 5 棟建て 2 階建てになっています。有市団地については、有市住宅については、みんな 2 階建てという形をされています。

それについて、基礎等のブロック、ある程度ブロック等に積み上げられているんですけれども、もしそういう災害起きたときに、そのブロック等の崩壊、そういうことはどうですか、あると思うんですけれども、そちらのほうでどういうふうに考えているんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの質問ですが、ブロック等の基礎の崩壊とかいうことになると、かなり専門的な部分にもなります。先ほどおっしゃいましたように、全体の、ほかの一戸建ちもありますし、また笠置町では 2 階建てもあります。現時点では、どれがどう危険なのかとかいうことについては、申しわけないんですけれども、ま

だ把握してはおりません。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 課長、どの場所が危険かということをお聞きして、私は、この年数を通じて建物はこういうことや、先に構造について聞いているんですよ。この後、聞いてください。だから、構造、2階建ての場合は下が、多分私の記憶の思いでは、かなりブロックで上がってきていると思うんです、ブロックで。だから、ブロックを基礎にして、上に上側に乗っているんで、ぐらぐらと揺れたときに倒れるんじゃないかということをおっしゃっているんですよ。だから、どれが倒れるかとかわからなくてそういうことじゃなしに、そういうことはどうですかと聞いているんで、それは倒れる可能性があるとかやね、それはこういうことあるとかやね、そういうことを言わんと、わかりませんでは、ちょっと困る。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思うわけですが、公営住宅については、笠置の場合、非常に古いものが多いわけでありまして、昭和54年ですか、これについてはまだ新しいのではないかなと、そんなふうな感じのものでありまして、公営住宅については、家賃をもらっている以上は、耐震診断ぐらいはすべきではないかなという思いも、実は私も持っております。

しかし、現状で、近隣の市町村を見ても、井手町では耐震診断をされたそうでありまして、これは、3階建ての、いわゆる鉄筋コンクリート建ての町営住宅をされたということをお聞きしております。木造住宅でやられている、今近隣の市町村ではないわけでありまして、しかし、これも何か震災が起きましたら、その危険性もあるわけですので、一度にといいわけにはまいらないと思いますが、徐々にその診断を進める用意を、これから進める必要があるのではないかなとも考えます。これにつきましては、やはり、一つは府とも相談しながら、何かの補助事業等がありましたら、そういった事業の中で計画を進めていければと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） こういう古い建物をつぶす、それには普通の住むところがなかったらいいので、今現在有市地区には、有市住宅には、そういう住みかえ等について、移動できやすい、空席、空き家があると思うんです。だから、一番古い建物をつぶしていただいて、今町長が言ったように、5階建までと言わなくても、それだけの入るスペースを建てていただいたら、そこへみんな一カ所へ集まっていただいて、そういうことに、耐震のほうもなる

んじゃないかという思いでございます。

とりあえず、町長が、これは耐震検査をしなければならんという答えをいただきましたので、課長、来年と言わず早急に、またひとつできるように、私が言うたらもうすぐになるんで、早急にまた一つ頼んでおきます。これはもう人命に、もし何か揺れたときに、人命にかかわる物すごい大事な問題ですよ、これは。そこのところを踏まえて、ひとつ町長、それでよろしいですね、してもらおうということで。もう一回、お願いします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほども申しましたように、前向きには検討はさせていただきたいと思いますが、これも府の補助事業等をにらみながら、検討をさせていただきたいと考えております。一速一番、すべてのものを全部耐震診断をとというわけにもまいりませんので、計画を立てながら、徐々に進めればと思っています。

以上です。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。今の町長の答弁の中でございましたように、府との連携をいう話がありましたが、昨年度に笠置町の総合計画というのを定めまして、その分野別ということの中の分野別事業計画というのがございましたが、その中での計画で、平成25年、来年度には公営住宅等の長寿命化計画というのを、一応策定はしたいということで、その計画としては上げております。いろんな、今後住宅を取り壊すにしても補強していくにしても、国の補助が必ず必要かと思えます。この計画策定しなければ、平成26年以降につきましては補助もついてきませんので、これに合わせまして、現時点では住宅の耐震診断も、この補助の中でできればと考えております。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 補助来るまで、もし何もなければいいんですけども、あったときには困るんで、そういう補助ばかりを当てにせずに、やっぱり先取りということもありますので、一つ頼んでおきます。

それでは、2点目にいきます。今、いろいろと和田議員もちょっちょつと言われたんですけども、有害電気のさくということ、有害鳥獣の関係で、いろいろと農家の人困っているわけでございます。その中で、23年においては、2件の事業をされたということで、それはもう結構なことでございます。そして、また補助を受けて、農作物が保護されるということは、非常にいいことでございます。

その中で、その事業に条件があると。耕作する農地が3軒以上ないと、その制度は受けられないと、これ間違いないんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、現在国の補助で京都府からやっております事業につきましては、その条件といたしましては、3戸以上というのがありますので、これで笠置町といたしましても、これで実施しております。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1番（杉岡義信君） 3軒以上隣接していないと補助を受けられないということですね。そして、荒廃している耕地があって、1つだけ耕作されていると、周りが田作で、3件以上田作があってやられると、ちょっと離れたら廃地があって、それで耕作もされている。そこには補助はおらないんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいま御質問ですが、3戸以上が必ずしもくっついている必要はないというのは聞いております。ただ、笠置町が23年度で行っている事業につきましては、くっついている場所ばかりでしたが、要は、個人施策ではなしに、一団の農地を守るということで、事業効果があらわれるというような書き方になっておまして、そのあたりの審査が京都府でやられるということになっておりますので、ケース・バイ・ケースになるかと思っておりますので、ここをこうしたいんやというような案がありましたら、示していただけたらと思います。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1番（杉岡義信君） 課長、一団のあれがなかったらできないと、そういうことは相談してくれという感じで、周りにはできてるからうちもしてくれって言うてるのに、それは対象にならんと言って断っている事業あるんですよ。だから仕方ないから、周りが囲まれたら、囲んでないところに来るのが常識ですよ、これ。それではいかんということで、自分で、個人でやっているわけです。そういうところを何とか、相談に来てくださいと、相談に行っただけで言われているのに、そして自分のところですよ。せんことには、自分の隣が巻いてるのに、それはこっちに来るのは当たり前ですよ。だから相談に来てくださいじゃなしに、相談行っているのに受け付けしてないんですよ、それは。そのところどうですかね。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、個々に相談に来ておられるというこ

とは、私どもは細かいところまでは存じ上げておりませんでした。先ほども申しましたけれども、国の補助、京都府の補助という形で町がやっております。町のほうの予算といたしましては、現在出してもおりません。その京都府の補助に乗らなければならないということで、そういう御指導をさせていただいた、御回答させていただいたことと思います。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 課長、そしたら、これ個人的にやった人はどうなるんですかね。そのままもうだめやということで、個人の、自分の金出した分はそれで終わりですかね。

今言うてるのちょっと違いますやんか。3軒寄って1つ補助して、できているんです。ちょっと離れたぐらいで、それは集団でないからできない、補助できないと。そしたらそこに被害は起こらんけれども、していないところに被害来ますやんか。切山と東部や西部やなしに近辺やからやね、どうしても自分ところで仕方がない、するしかないんですよ。そこと、そしたら仮にお願いしに来たら、町として何か形として出してくれますか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 現時点では、先ほども申しましたけれども、京都府の補助に乗らない分につきましては、町としても出せないという状況でございます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） そしたら、京都府の事業でそれが、その事業に条件が合わなかったら、町で何とかしてやってくださいよ。そうですやろ。京都府に言うてあかんて言われたら、助け舟するのが町ですやろ。町で何かしてやってくださいよ、それは。町長どうですか、そのところ。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いろんな補助事業の中でも有害鳥獣というのは、本当に実は困ったものであります。町独自のそういう補助事業というのは、今のところございません。これから、じゃどうするかという話にもなってこようかとも思いますが、できる限り、この事業等に乗るような形の事業を考えていかなければならないのではないかなとも思います。

やはり、各区ですね、笠置町内、どこでも全部ですが、有害鳥獣で困っているのも現実です。そういったことも、やはりこれから笠置町の独自の問題としても取り上げていく必要があるだろうと思いますが、残念ながら、現状では笠置町で補助するという話はございませんが、この事業も絡めた中で、今後は考えていければと思います。以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） そしたら今の事業にはできないけれども、今度その近くにあった、そのときにはそれを1つの対象として、補助的なものを、将来的にわたって出していただけるといことですね。今はもうないから、その近辺でもしできたら。

しかしながら、集団で、土地があるけれども、つくられていない土地があるのに、本人は集団でいうたって、隣が荒れてしもてるのに、もうどうすることもできない状態やから、もう組むことはできないんですわ。これから先も多分できへんと思う。そしたら、その人は自分で個人でやっている、費用は幾らかかったかわかりませよ。ほんだら、こちらでは施策やってもらえる、こちらでは集団、何件か集まらへんから、個人で施策するって、これはちょっとおかしい施策に私は思うですけれどもね。何か、きょうは答えを出せなくても、いい方法で対策を講じてください。課長。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） やはり一定の地域、一定の所有者の土地が必要であるということであるとするならば、できるような形の、現実に関わしたできるような形のものを、府に対して説明していく必要があるのではないかなと思います。これは、本当にずるい考え方もかもしれませんが、そういったことも、今後必要になってくるだろうと思います。やはり、四角四面のそういったものも大事かとも思いますが、そこに遊んでいる土地があるとするならば、その土地も耕作をしながらと、いろんな方法があると思いますので、そういった方法を今後考えていければと思います。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） そういうことで、個人的にやっている方のためにも、またある程度救済の手を差し伸べてやってください。集団、集団と言わずに。もう土地みたいなもの、50メートルしか離れていないのに、集団がないとという形じゃ、冷たいこと言わんと、そういう対象的にうまく、それは申請の仕方、写真1枚撮るわけでもないんでしょう。そういうことで、頼んでおきますわ。

次に、3点目に移らせていただきます。いろいろ、いこいの館の問題が、どの議員から出ております。私のほうから、一応経営状況についてということを出させていただきます。

平成22年12月9日、新聞等にこういうことが書いていました。飲食民間委託で、10月は黒字転換ということで、笠置いこいの館オープン当初以来ということで、書いてい

ます。その中で、笠置町の日帰り温泉施設笠置のいこいの館、町は委託後の10月は、温泉部門を含めた施設全体の収支が黒字に転じたという表明をしたと。単年度黒字は、97年のオープン当初以来で、町長は、施設の備品更新を前に、さらに収支を改善されたいという話している。

施設は、約23億で97年にオープンしたわけでございますけれども、この中で、100%出資の有限会社でございます。一番いいときには、23万人をピークに入館者があったということも書いています。そしてまた、それからずっとして入館者が減少して、赤字に転落して、この民間委託するのに、清算金として3,200万を払ったと。そして、食堂、宴会、喫茶部門を、料理かしばに委託したということでございます。そして、10月の施設利用者名は7,991人で前年度並みだったが、同社との契約で、飲食部門の売上げが15%繰り入れた結果、22万の黒字を計上したと。町は今後、町内を含む近隣客の利用促進に取り組むという形で、22万の黒字は出したということを書いていますねん。それから2年、今のところ、もうかなり状況は厳しくなっていると思うんです。

そこで、いろいろ質問はあったんですけども、町としてもいろいろと頑張っているいろいろなことをされていると思うんですけども、ことし4月で決算ですね。決算されて、今月の21日には特別委員会を予定しています。そのときに、23年度の収支決済出ますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先般、武田会計事務所のほうから、一応決算が出ましたという報告を受けておりますので、21日の特別委員会には、決算書を出させていただく予定でおります。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1番（杉岡義信君） そしたらまた、その決済を見ながら特別委員会でいろいろと意見を交わしながら、進めていきたいと思えます。以上、私の質問を終わります。

議長（石田春子君） 次に、2番議員、福本宗雄君の発言を許します。福本君。

2番（福本宗雄君） 2番、福本です。いこいの館のドッグランについて、1、いこいの館のドッグランの工事が始まりました。ところが、工事は途中のまま放置されています。近所の人への住民説明会を、なぜしないのですか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） ただいまの福本議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、西村議員に答弁申し上げたとおり、それ以上の返答はございません。

2番（福本宗雄君） 最初に聞いたのは、4月17日のいこいの館対策委員会のときでした。

それから2カ月たちました。なぜ、住民説明会をしないのですか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 何度も言いますけれども、先ほど西村議員に答弁したとおりであります。

2番（福本宗雄君） 工事が中止になってしまったのかなと思いました。住民説明会で納得してもらえなかったら、中止するんですか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） まだ、住民説明会の必要性、本当にあると思いますか、住民の説明会。ほんなら、これからいこいが何をやるにしても、すべて住民に説明をしなければならないでしょう。

ただ、ドッグランが問題というのであれば、やはりその辺の問題点は出していただきたい。もしそれで住民の方、例えば次の項目に出ておりますけれども、犬の鳴き声がうるさいとか、ふん尿のにおいがするとかいうようなことを質問通告でされておりますけれども、それが理由で住民説明会でだめだと言われるのであれば、先ほども西村議員にご説明申し上げたとおり、近隣でも犬を飼っておられますし、あそこで犬を散歩しておられる方も多数おられます。私も、夕方とか夜歩いているときに、あそこで何件かの犬に突然ほえられたりしてびっくりしたことがありますけれども、そういうことも含めて、具体的に説明をしろと、そういうようなことなんですか。ドッグランだけについての説明なんですか。

これも福本議員も御承知と思いますけれども、あそこへ桜を植栽したいというときに、近隣から、かなり苦情があるよというようなこともお聞きしました。実際そういうような苦情があるのかなということで、現場で聞いてみますと、いや、そういうようなことは聞いていないと、いこいのほうにはだれもそういうようなことは言ってきてませんよというような話であります。そのときにも、何も住民に、ここに植栽したいんでという説明会をしておりませんけれども、そういうような声が入っているんで、なるべく道から距離をおいて植栽をするということで指示をしたことがありますけれども、あえて、それも住民には説明会をした記憶もありません。ただ、ドッグランやから住民説明会をしろと、そういうような理解でよろしいでしょうか。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 4月17日のいこいの館対策委員会で、住民の声を聞くと言うてはりました。なぜ、声を聞かないのか。わんわん鳴くし、においも臭いし、広さもあんなにとって、

だれが見るのかという声も聞いている。具体的計画を明らかにすべきだが、どうか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 基本的に、住民への説明会と個々の意見を聞く、説明に行く、個々に回ってするというのは違うでしょう。だから4月の特別委員会で、初めて、先ほど西村議員にも事業の取っかかりの説明をしたわけでありましてけれども、住民説明会ですよ、さっき、今福本議員が言われているのは。せやからそれと、個々の意見を、個々にそういうようなドグランをしますよという個々に回る話とは違うでしょう。だからどっちなんですか。個々に回って説明しろというのか、説明会を開けというのか。

だから私はさっき、2番目の質問通告にあったけれども、今くしくも福本議員が言われた犬のにおい、ほえる、鳴き声にする、それ福本議員も家に飼うてはるでしょう。私もあそこで何回かほえられてますよ。だけれども、だれも出てきてとめてもらったということはないです。それでそこから先へ行くと、また犬にほえられます。だけれどもそれだって、個々に飼っているからだれも文句を言わない。

言うて悪いけれども24時間、いこいは10時、さっきも西村議員に説明したとおり、朝10時半からもしやるとしたら、10時半から、冬やったら多分4時か長くても4時過ぎまで、夏場でしたら5時か6時ごろまでの間、その間だけです。時間、貸し切りです。そこには飼い主と一緒にいてもらう。犬だけほっとくということは、それは利用させないという、これはまだ具体的には決まっておられませんけれども、そういうふうな対策は講じたいというふうに考えております。ですから、個々に回れというのか、説明会を開けというのか、その辺はどうなんですか。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 住民の説明会をしてください。計画がまだわからないので、住民説明会をしてください。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 検討はいたします。先ほどから聞いていますように、説明会の必要性、近所でも、さっき言っていますけれども、近所の方でもかなり犬を飼っておられます。その辺との整合性も含めて、説明会をする必要性をまず議員から教えていただきたい。それによって検討はいたします。個々に説明に回れというんだったら、先ほど西村議員にも説明したとおり、まだ行けてませんので、それは早急にさせますという答弁をしたとおりであります。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 2番目の質問をします。

このわんわん鳴くし、においも臭いし、広さもあんなにとって、だれが見るのかという声も聞いている。具体的計画を明らかにすべきだがどうか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま副町長がお答えをしておりでございますが、これからの、やはりドッグランの運営につきましては、どの程度鳴くのか、どの程度においするのか、そういった検証もこれから必要になってくるだろうと思います。そういったところから、これから具体的なものをまとめてまいりたいと思いますので、もう少し、現状ではどのようにします、このようになりましたという話はできませんので、もう少しお待ちをいただければ、十分に回答をさせていただけると思います。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） ドッグランをインターネットで調べてみました。紹介します。基本的には、下記注意事項を参考にしてください。1、ワクチン接種証明書、狂犬病予防接種証明書を持参すること、2、ヒート（興奮中）及び発情中でないこと、3、他の犬に対して攻撃的でないこと、4、ドッグラン施設によってはリードが外せない、5、トイレの後始末をしっかりとすること。基本的な利用規約ですので、施設によってはさまざまな事項があると思います。このことから、ドッグランは、よほどしっかりとした管理が必要ということになります。単なる犬の一時預かり所なら、犬小屋を設置しないと大きな問題が起きます。この点はいかがでしょうか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） お答えいたします。

もう既にそういうようなものは、私どもも現場も近隣のドッグランも調査しておりますし、インターネットでも調べております。その辺については、先ほども西村議員に答弁したとおりであります。

それと、ちょっと福本議員の言っている意味がわからないのですが、これやめよという意味なんですか、ドッグランを。ドックランをやめろということなんですか。その辺の趣旨の中身がわからないんですけれども、質問の趣旨の中身が見えないんですけれども。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 具体的計画を明らかにすべきですね。その説明がまだわからないから、

質問しているんです。本格的なドッグランを目指すのなら、しっかりした規約と管理を定めて、観光の目玉にする方法もあります。多くの愛犬家がドッグランを求めています、なかなか適切な場所がないという現状です。いずれにしても、中途半端なものは後で困ることになります。いこいの館に来る人の犬の一時預かりなのか、人間も犬もともに過ごすドッグランなのか、その目的を明確にすることが、今求められているのではないのでしょうか。

また、現在位置には桜が植えられています。薬を散布することもあり、この点の管理は問題ないでしょうか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） お答えいたします。まず、目的ですけれども、議員が言われた2つの目的があります。当初出発は、確かに犬の、いこいの館に来られた方の入浴中の一時預かり的という部分から、最初は出発しましたがけれども、やはりいろんな話なり、西村議員にも答えましたけれども、ドッグランという、特に都市部、近隣の、都市部と言っていいのか、例えば木津川市とか京田辺、城陽の、あの辺のマンションあたりで犬を飼っておられる方は、やはりこういうような自然の中で放して遊ばせてあげたいという、2通りのことを考えまして、現在2通りの方法で考えております。

ですから、まだ具体的には利用規定は、これから作成をしておりますけれども、例えば1時間1,000円とか1,500円とかで1頭貸しというか1家族だけしか貸さないとか、そういうようなものも考えております。当然それに伴う、利用するんですから、ふん尿の後始末は各自で持ち帰ってくださるかシャワーで流してくださるか、あと狂犬とかそういうような注射の部分、既に終わっている証明を提出してもらおうとか、必ずそこには飼い主と一緒にいるとか、そういうふうな細かいことは今作成をしておりますけれども、まだ案の段階ですので、確定にはなっていないと。冒頭申し上げましたように、一時預かり的な部分、要素と、それと完全にドッグランという要素等をどう使い分けていくか、その辺は、いこいに来られた方の声を聞きながら、どう調整していくかというのを、やっぱり今後考えていきたいなというふうには考えております。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） この件については、終わりにします。

2番目、桜の植樹について。平成24年3月の議会で、平成23年度の補正審議が行われた。この審議の中で、トンネルの上の桜の植樹事業は観光協会がやっている事業で、町には関係ないのかとの質問したところ、町長は、観光協会の事業だと答弁している。このことに

間違いはないのでしょうか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 観光協会が桜の植栽をされました。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 企画観光課長に聞きます。企画観光課長は、私に何度も観光協会の事業で、町には一切関係ないと答えた。にもかかわらず、桜の植樹で賃金として14万5,845円の請求が、観光協会から町長に届いているが、支払ったのかどうか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。事業につきましては、町長も申しましたとおり、観光協会が実施したものでございます。その中で補助として10数万、今議員がおっしゃった金額につきましては、補助として町から出しております。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） この請求書には、2枚の平成24年4月6日付の39万3,000円と、先ほど言いました14万5,845円、これがついています。平成24年度笠置トンネル西側入り口路のり面桜植栽賃金として、この請求が来ております。補助としてじゃのうて、賃金として書かれております。この点について、説明願います。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 確かに、桜の植栽の材料費、それと賃金、一部でございますが、賃金の一部を予算科目上、そういうふうな形で支出はさせていただきましたけれども、あくまでも補助ということで支出をしたつもりでございます。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 39万3,000円のこの請求書は、補助としてやと思いますねんけれども、14万5,845円、この請求書は賃金としてと書かれておりますが、間違いないですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） そういう書き方になっているのは間違いございません。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 観光協会の事業なのに、なぜ払ったのか。この補助として払うとしていたのは、この39万3,000円のこれだけですか。この14万5,845円は、この補助としてじゃなしに、賃金としてと書かれていますが、そうじゃないんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 植栽の桜の材料費については、先ほどの金額で支出していますし、それと、予算科目上で、賃金の予算のほうから出させていただいたんですけれども、全体工事、植えるまでに草刈り等かなりの日数がかかった分について分と、それから草刈り等をされた処分費用については、一切うちのほうは支出していないんですけれども、植栽にかかる手間賃の一部を当町としては補助という形で支出しているんですけれども、予算科目上賃金という形で支出をいたしました。あくまでも考えといたしましては、施工工事費の一部を補助するというもので支出をしております。

以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） この工事は、いつ実施したのか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 観光協会が実施されたもので、いつからという、現場のほうへ入られたかということは、ちょっと私のほうでは確認はとれてないんですけれども、3月末から4月上旬ですかね、そのあたりぐらいに工事をされたと記憶しています。

議長（石田春子君） ちょっとすみません、福本さんの補助しますけれども、先ほど町長は、町に関係ないとおっしゃったのに、なぜお金これ49万とか39万3,000円とか、そういうやつをはっきり説明していただけますか。福本さんも尋ねていただいていますねんけれども、ちょっと言葉が何ですから、町長ははっきりして説明をお願いします。はい、町長。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

これは、観光協会のあくまでも事業であります、町が補助を行っております。以上です。

議長（石田春子君） 補助って言うてないもん、さっきね。はい、福本君。

2番（福本宗雄君） 3月か4月の工事、町が監督なり補助として出すつもりで、いつ工事したのかわからない、ちょっとおかしいんじゃないですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） あくまでも先ほどから申しましているように、観光協会の事業でございますので、私どものほうから現場監督とか管理等には一切行っておりません。

議長（石田春子君） はい、福本君。

2番（福本宗雄君） この2枚の請求書は、これは、工事は同じ日にちになるんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。その2枚につきましては、一連の工事でございます。しかしながら、当然材料につきましては、工事をする前に、当然前もって購入されるであろうし、それが現場等に材料が届いた以降に工事はかかっていると思います。その2枚につきましては、一連の工事のものでございます。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 一連の工事と言われたけれども、この39万3,000円の工事は、平成23年度笠置トンネル西側入り口路のり面桜植樹材料代として請求されています。一方、14万5,845円は、平成24年度笠置トンネル西側入り口のり面桜植樹賃金として、これは、こっちは23年度、こっちは24年、このちょっと説明してもらえますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 材料等につきましては、3月に購入されたというふうに聞いておりますし、現場におきまして、最終的にすべて完了したということが4月に入ってからということで、4月分として賃金で、後の分は請求書をいただきました。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 観光協会は、造園業の資格を持っているのか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 観光協会自体は、造園業の資格は持っていませんが、仕事をしました福樹園は、造園業の許可を持っております。

議長（石田春子君） そしたら、福樹園みんな植えてるのか。福本君。

2番（福本宗雄君） 造園業の許可証は、必要ないのかどうか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 造園業の許可云々でございますけれども、町が入札等で発注する場合につきましては、造園業の許可は必要となります。しかし、今回のことにつきましては、観光協会のほうが発注した業者であり、私どもがそこへ発注せよと言ったこともございませんので、しかしながら、観光協会が発注されているところについては、造園業等の許可持っておられると思います。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 行政の桜の植樹は、当初見込みで206万6,400円で落札している。さらに、118万8,000円の追加工事が行われた。追加工事として、妥当な金額か。その根拠は何か。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。追加工事として妥当な金額か、その根拠は何かということでございますが、設計するに当たりましては、森林整備保全標準歩掛、それと建設物価版、契約書をもとに、また京都府の工事請負契約における設計変更ガイドラインなどを参考に作成しておりますので、妥当だと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 追加工事と言っているが、内容的にはすべてが追加工事とは言いがたい。老木伐採、大量の倒木、撤去、産廃処理など、私は別の事業であると思います。新たな入札が必要ではなかったのかを質問します。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。まず、追加工事とは言いがたいことですが、どの分をもって追加部分が、おかしいというか何をもって言われているのか、若干私のほうはわかりませんが、変更で実施したものに付きましては、当初請負契約の施工現場と同一箇所、またその付近ということもありますし、新たに入札するよりか広域的、また時間的、経費的にも有利に実施できることと判断をしています。そして受注者と、発注者の合意のもと行っております。ですから、新たに入札で実施するよりか、いろんな面で有利に実施できたと思っております。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 老木伐採、大量の倒木、撤去、産廃処理など、この点についてはどうですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 先ほども申しましたように、今おっしゃったものにつきましては、当初設計の現場内のものでもございますし、また現場を見たときに、安全性やそういったものを勘案した中で、早急に撤去も必要であるだろうと思い、町のほうから業者のほうへ申しまして、業者のほうも合意のもと、そういったことで実施をしております。ですから、あくまでも老木伐採とかそういったものではございますけれども、その場所へ、請け負った業者以外の人に実施してもらおうということもなかなか難しいところもあろうかと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 次の質問に移ります。

不法な水道料金の同和減免について。

(「議長、1番杉岡でございます。今、福本議員の発言について、不穏当の発言でございますので、全協を開いてほしいと思います。」という者あり)

議長(石田春子君) これより10分間休憩します。

休 憩 午後3時30分

再 開 午後3時56分

議長(石田春子君) 休憩前に引き続き、再開します。

福本宗雄君の発言を許します。福本君。

2番(福本宗雄君) 不穏当な発言がありました。

3、水道料金の同和減免について。1、水道料金については、問題を指摘します。今回の条例では、第27条の2で、その他特殊なものについては、町長が別に定める。となっているが、実際に別に定めた要綱、規則がなく、本会議で町長は同和減免を明確に定めると回答しました。私は、この同和減免を規則で定めても問題だと指摘します。なぜなら、同対法は、昭和44年に始まり、さらに昭和57年には地対法に変わり、平成14年ですべてが終了しました。つまり、同和減免を行う上位法がなくなったのです。

町長が別に定める規則の根拠になる法律がなければ、やはり間違っているのではないのでしょうか。3年間で同じになるから、問題がないということにはならないと考えます。近隣の自治体で水道料金の格差をつけたところはないと、行政も確認していますが、法律がなくなったので、同和減免をやっていけないのです。

また、前町長は水道料金引き上げのとき、格差をなくすと言いましたが、これも根拠になる法律がなくなったからではないのでしょうか。法律がなくなって10年たった今、水道料金の改正で同和減免を持ち出すのはいかがなものでしょうか。町長は、憲法を守り、行政運営をしなければならない立場です。町長の考えを聞かせてください。

議長(石田春子君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) まず、町長は憲法を守り、行政運営をしなければならない立場です。憲法を守るのは行政だけではなくて、国民みんなが守らなければならないものだと思います。ただ、今回の条例の第27条の2で、町長が別に定めるという項であります。この見解は、やはり私は私なりの見解のもとに、同和減免という項を勘案しながら、水道の改正を行ったつもりでありますし、全員協議会の場においても、議員の皆さん方に逐一説明を申し上げ、御了解を得たところだと、私は理解をいたしております。

その中で、やはり要綱というのは、やっぱり別に定めておくべき必要があるのではないかなど、そんなふうにも思います。しかし、町長が別に定めるということで、現在は決裁で行っているということを感じておりますので、今回は決裁でやりたいと思いますが、やはり後々のことを考えますと、要綱できちっとしたものをつくっておくべきが筋だと思います。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 私は、法を守る行政を行うなら、第27条（2）のその他特殊なものについては、町長が別に定めるこの要綱、規則を同和減免でなく一般減免とした、町民全体にかかわる内容でつくるべきだと考えます。非課税世帯や低所得者、また災害被害者、災害を受けて他の地域から転入した者などは、減免できるようにすべきだと考えます。町長はこの点どうでしょうか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 第27条の2の同和減免だけではなく、一般減免としたらどうか、そして非課税世帯や低所得者、災害被害者、災害を受けて他の地域から転入したものはどうかということではありますが、私は、同和減免と非課税世帯、低所得者とは、別のものだと考えております。別の考えから、非課税世帯や低所得者、そういった方についての水道料金の設定ということについても、議論が交わされたところであり、議論が交わされて、そして条例の改正が行われ、水道料金の改正が行われると考えております。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 町長が提案し、議会で可決した水道料金改定は、今まで以上に料金格差が拡大することになりました。あと3年だからと近隣自治体では既にやめているものを、笠置町では続けるのでしょうか。いつまでも笠置町を、他の自治体からかけ離れたものにしておいてはいけません。きっぱりとすべきです。町長の考えを聞かせてください。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町長が提案し、今議会で可決した水道料金は、今まで以上に料金格差が拡大することではありますが、この件につきましても、その折衷案等を全員協議会の場で提案をさせていただいたところでございます。その中で、今回の条例の改正となったものであります。

町長は他の自治体からかけ離れたものにしてはいけません、きっぱりと答えるべきである、私もそのように思います。別に、同和減免が今回のいわゆる条例の改正に妨げになるもので

はないと考えておりますし、後々において、やはり同和減免というのはきっぱりと切っていくという、そういった姿勢でいるわけであります。そういったことから、私は他の自治体からかけ離れたものではないと思いますし、条例は当町で独自に制定すべきものであるという考え方から、今回の水道料金の条例の改正となったものであります。以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 今回の料金は、住民に対する公正なまちづくりに反しています。これでは、笠置町は他のまちより少子高齢化の波が大きく襲っている中で、より一層魅力に乏しい町になってしまいます。開かれた魅力的な町にするために、同和減免をやめ、一般施策に基づく水道料金の正しい対応を求めます。まだ10月まで時間があります。十分検討してください。町長の答弁を求めます。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今回の水道料金の改正は、公平、公正なまちづくりに反しているということであります。それぞれの立場で意見が異なっても、もうやむを得ないとは思いますが、今回の条例の改正については、議会で同意を得たものでありますので、私は粛々と水道料金の改定は進めてまいりたいと思います。

同和減免をやめということではありますが、同和減免というのは、ゆくゆくは撤廃をしまっているつもりでありますし、現在残っております水道料金の同和減免についても、3年後には廃止ということになってまいるわけであります。そのほかの同和減免については、すべて廃止されている状況から考えますと、皆さん方にもそういった、今後の同和減免のあり方についても、十分に御理解をいただけるものと解釈を私はしております。よって、水道料金の改定が今回行われたものであると思っております。以上です。

議長（石田春子君） これで時間が来ましたので、福本宗雄君の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（石田春子君） 日程第5、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（石田春子君） お諮りします。本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成24年第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 石 田 春 子

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 西 村 典 夫